
**第3期 鯵ヶ沢町
子ども・子育て支援事業計画**

(案)

令和7年3月

鯵ヶ沢町

はじめに

この度、鰺ヶ沢町は、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを目指し、「第3期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。この計画は、これまでの計画をベースに、より一層、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備し、すべての町民が安心して子育てできる社会の実現を目指すものです。

これまでの2期にわたり、皆様のご協力のもと、保育の充実、最新の安全基準を満たした保育施設のリニューアル、子育て支援サービスの拡充など、様々な取組を進めてまいりました。

その結果、子育て環境は大きく改善され、多くの住民の皆様から評価いただいていると確信しております。しかしながら、少子化の加速、多様な価値観の広がり、そして、食料品や光熱費など、生活必需品の高騰による子育て世帯の困窮など、私たちの社会を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況の中、子どもたちが安心して学び、成長できる環境を整備し、すべての住民が子育てしやすいまちを実現するためには、これまでの取組をさらに発展させる一方、新たな視点からの取組が必要不可欠となっています。

この第3期事業計画では、「子どもの最善の利益が実現される鰺ヶ沢」を基本理念とし、以下の3つの柱を軸に、より一層充実した子育て支援を進めてまいります。

1. 安心して子どもを産み育てられるまち
2. すべての子どもが健やかに成長できるまち
3. 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

鰺ヶ沢町では、令和7年1月に母子保健と児童福祉の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置しました。妊娠、出産、育児、発達など、子育てに関する様々な相談にワンストップで対応し、個々の家庭のニーズに合わせた支援を提供してまいります。

これらの取り組みを通じて、子どもたちが夢と希望を持って未来を切り拓いていくよう、そして、すべての町民が安心して子育てに携われるよう、全力を尽くしてまいります。

この計画の実現には、町民の皆様、事業者の方々、そして、関係機関の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後とも、皆様と力を合わせ、より良い未来を築いていきたいと考えております。

終わりに、本計画策定にあたり、子育てにお忙しい中アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました鰺ヶ沢町子ども・子育て会議委員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

鰺ヶ沢町長 平田 衛

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 子どもをめぐる制度改正のポイント	4
5 計画の策定体制と町民意見の反映	5
(1) 鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	5
(2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	5
(3) パブリックコメント	5
6 県や近隣市町村との連携	5
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	7
1 家庭と地域の現状	7
(1) 人口の推移と推計	7
(2) 世帯数の推移	8
(3) 出生数・出生率の推移	9
(4) 未婚率の推移	10
(5) 離婚率の推移	12
(6) 女性の年齢別労働力率	13
(7) 児童数の推移と推計	14
2 子育て支援の現状	15
(1) 認可保育所・認定こども園入所児童数の推移	15
(2) 子育て支援事業の提供体制	16
3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果	18
(1) 調査の概要	18
(2) 調査結果の概要	19
4 調査結果のまとめ	24
5 データから見る現状	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 施策体系図	30
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	32
基本目標I 安心して子どもを産み育てられるまち	32
推進施策1 妊娠・出産からの切れ目のない支援の提供	32
推進施策2 乳幼児期等の健康の保持・増進	35
推進施策3 子育てしやすい生活環境の整備	36
基本目標II すべての子どもが健やかに成長できるまち	38

推進施策4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	38
推進施策5 要保護児童への取組の推進	41
基本目標III 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち	46
推進施策6 子育てを支援する社会環境の整備	46
推進施策7 子ども等の安全の確保	48
第5章 子ども・子育て支援の事業展開	50
1 教育・保育提供区域の設定	51
2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	52
(1) 施設型事業	53
(2) 地域型保育事業	55
(3) 地域子ども・子育て支援事業	56
3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	64
(1) 認定こども園に関する基本的考え方	64
(2) 教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進	64
(3) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上	64
(4) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実	65
(5) 就学前施設と小学校との連携の推進	65
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	65
第6章 当町における子どもの貧困対策について	67
1 ニーズ調査結果から	67
2 国の貧困対策の動向	67
3 当町における子どもの貧困対策	69
第7章 計画の推進に向けて	73
1 計画の推進	73
2 家庭・地域・行政の役割	73
(1) 家庭の役割	73
(2) 地域の役割	73
(3) 行政の役割	74
3 計画の進捗・評価	74
資料編	76
1 計画策定の経緯	76
2 鮎ヶ沢町子ども・子育て会議条例	77
3 国等の子育て支援施策の流れ	79
4 鮎ヶ沢町子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は出生数の減少に伴い、すでに人口減少局面に入っています。国は出生数を回復させ、人口減少を和らげることを目指して、「次世代育成支援対策推進法」「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を整備し、子ども・子育て支援施策を進めています。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定、といった施策を進めています。

さらに、令和5年にこども家庭庁を発足し、子ども支援、子育て支援等に関する事務を一元化し、「こどもまんなか社会」を実現するための政策を推進することとなりました。

鰯ヶ沢町（以下、「当町」といいます。）では、これまで国の少子化対策と連動しながら子ども・子育て支援を行ってきました。「次世代育成支援対策推進法」に基づいた、「鰯ヶ沢町母子保健計画（平成9年度策定）」を兼ねた「鰯ヶ沢町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を平成16年度に策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成21年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する町民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

平成27年には、「鰯ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」（第1期）を策定し、当町における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込みました。

さらに令和2年には、「第2期鰯ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、出産前からの支援、子育てに課題を抱える家庭への支援、地域による子育て支援等の施策を盛り込みました。

この度、第2期の計画期間が終了することから、「第3期鰯ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、子どもと子育てをめぐる新たな環境変化に対応しつつ、当町における子ども・子育て支援施策を充実させ、すべての子どもやその家族を含め「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開の推進を図ります。

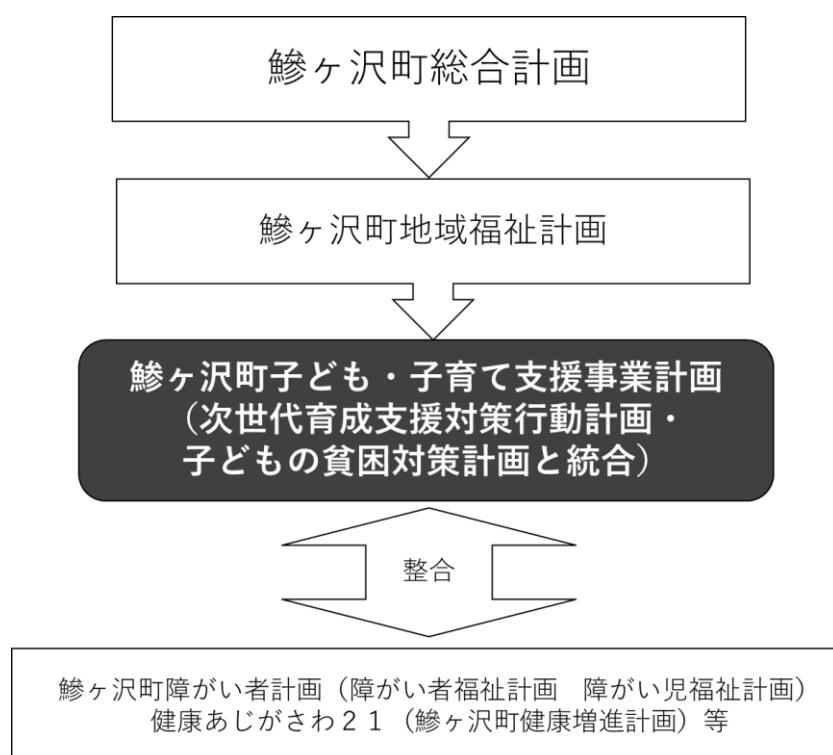
※なお本計画において、「子供」「子ども」「こども」と表記の揺れがありますが、原則として子どもと表記するほか、法令等の表記に従う形にします。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援対策行動計画」、さらに子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」を統合した計画として策定します。

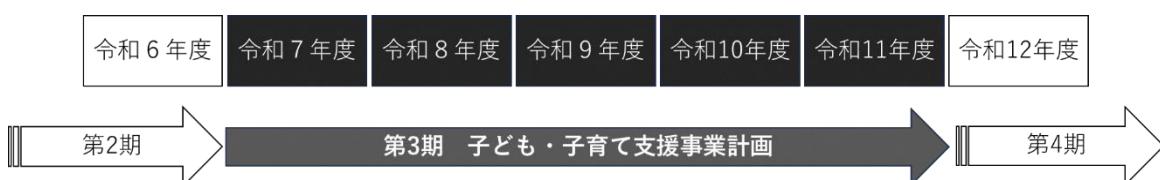
また、本計画は、「鰺ヶ沢町総合計画」を最上位計画、「鰺ヶ沢町地域福祉計画」を上位計画とし、「鰺ヶ沢町障がい者計画（鰺ヶ沢町障がい福祉計画・鰺ヶ沢町障がい児福祉計画）」、「健康あじがさわ21（鰺ヶ沢町健康増進計画）」等の計画との整合を図ります。

さらに本計画期間中に作成が要請される「こども計画」との整合も図るよう検討します。



3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度の5年間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



4 子どもをめぐる制度改正のポイント

前述のとおり、令和5年にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、さらに同法に基づいてこども大綱が制定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか」をキーワードに、すべての子どもが個人として尊重され、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられるなど、その最善の利益を優先する社会を目指した取組を行っていくとされています。

また、令和4年には、児童福祉法が改正されました。改正のポイントは子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、

- ・要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
 - ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
 - ・子ども家庭福祉分野の認定資格創設
 - ・市区町村における子育て家庭への支援の充実
- 等です。

この改正により、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育てにおいて、相談から預かりサービス、家庭への支援などさまざまな支援を行う体制を構築することになりました。

図表1-1 改正児童福祉法によるこども家庭センターの機能イメージ



5 計画の策定体制と町民意見の反映

（1）鰯ヶ沢町子ども・子育て会議

本計画策定にあたり、子育て支援経験者、関係団体・事業者代表などから構成される「鰯ヶ沢町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて子育て支援事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました（資料編参照）。

（2）子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

当町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、その結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の基礎資料としました（次章参照）。

調査期間 令和6年3月

調査方法 郵送・WEBによる回答を併用

調査対象 町内の就学前（0～5歳）、就学児童（小1～3年）の保護者

回収率等

	配布数	回収数	回収率
就学前	146	82	56.2%
就学児童	122	74	60.7%
合計	268	156	58.2%

（3）パブリックコメント

計画書（最終案）ができた段階において以下の期間・方法によりパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

実施期間 令和7年2月20日から3月6日（予定）

実施方法 町内施設およびホームページにて掲載

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、府内の関係部署が国や関係省庁各所と情報共有に努め、県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換や必要な環境整備等の支援を受けました。

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

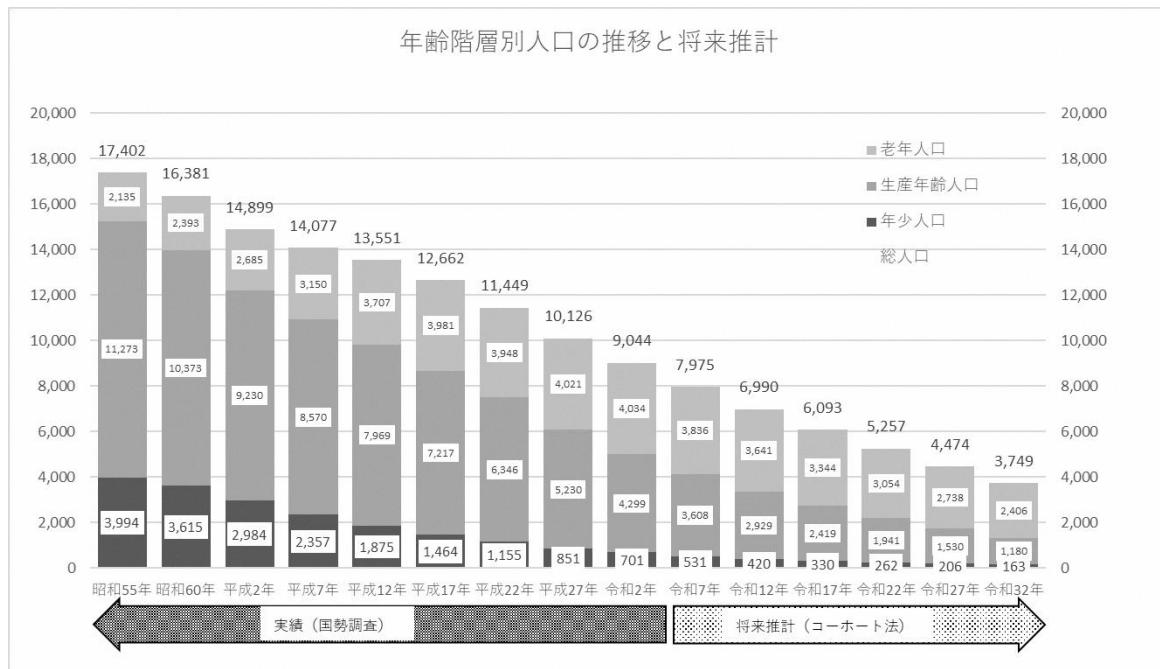
1 家庭と地域の現状

(1) 人口の推移と推計

当町の総人口の推移と将来推計は以下の図表の通りです。5年ごとにおおよそ1,000人減少しています。この傾向は今後も続くと予想されます。

年齢階層別にみると、最も減少しているのは生産年齢人口（15～65歳）です。次いで年少人口（0～14歳）です。平成27年から5年ごとに150人ほど減少しています。今後減少幅は小さくなりますが、総人口と同様に減少傾向は継続すると予想されます。

図表2-1 年齢3区分別人口の推移と推計



出典：国勢調査

(2) 世帯数の推移

当町の世帯別の状況は以下の表のとおりです。一般世帯数は5年ごとに200世帯以上減少しており、令和2年では3,626世帯です。世帯の種類でみると、親族世帯数は減少傾向にあるものの、単独世帯数は徐々に増加しています。

母子世帯は徐々に減少傾向にあります。父子世帯は絶対数が少ないため、傾向はつかみにくく、おおむね横ばい傾向にあると考えられます。

図表2-2 世帯数の推移（世帯）

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,077	3,834	3,626
親族世帯数	3,063	2,788	2,530
核家族世帯数	1,999	1,940	1,883
親族世帯に占める割合	65.3%	69.6%	74.4%
その他の親族世帯数	1,064	848	647
親族世帯に占める割合	34.7%	30.4%	25.6%
非親族世帯数	10	6	8
単独世帯数	1,004	1,035	1,088
(再掲) 母子世帯数	67	53	45
親族世帯に占める割合	2.2%	1.9%	1.6%
18歳未満親族がいる母子世帯	56	47	34
親族世帯に占める割合	1.8%	1.7%	1.3%
(再掲) 父子世帯数	6	3	5
親族世帯に占める割合	0.2%	0.1%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	6	3	4
親族世帯に占める割合	0.2%	0.1%	0.2%

出典：国勢調査

親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と子ども、男親もしくは女親と子どもからなる世帯

その他の親族世帯：親族世帯の要件から核家族世帯を除いた世帯

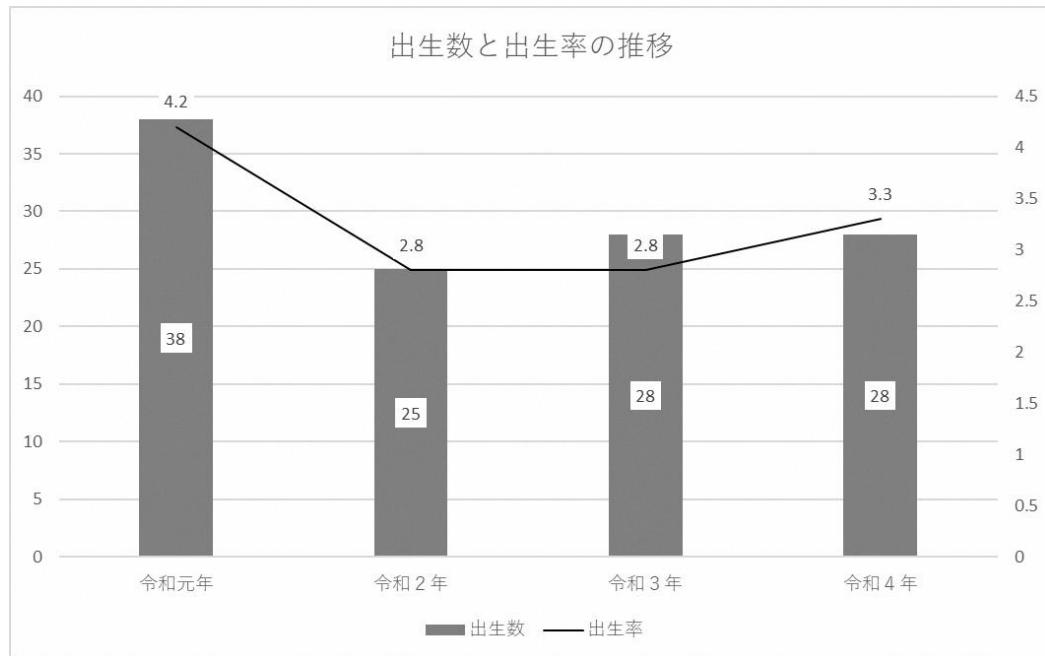
非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

単独世帯：世帯人員が1人の世帯

(3) 出生数・出生率の推移

当町の出生数・出生率の推移を以下に示します。いずれも多少の増減はあるものの、低い状態が継続していることがわかります。最新のデータでは、令和4年において出生数28人、出生率3.3‰（パーミリ）となっています。また、当町独自の統計による令和5年の出生数は16人です。

図表2-3 出生数と出生率の推移



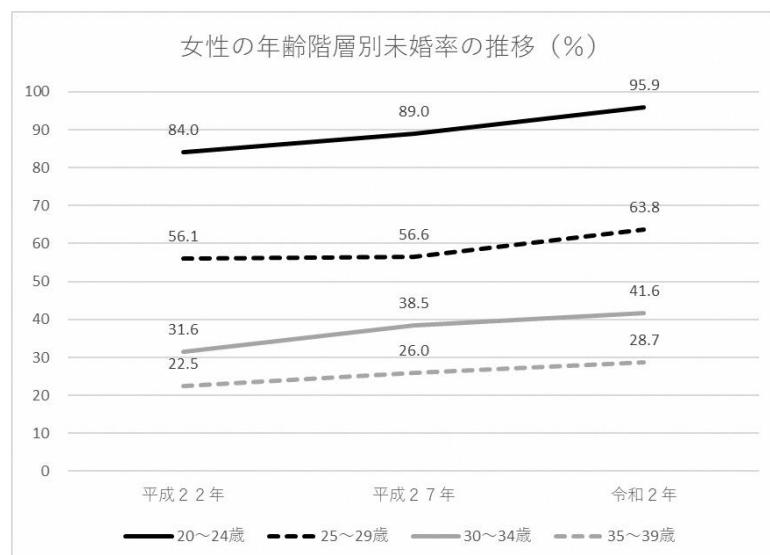
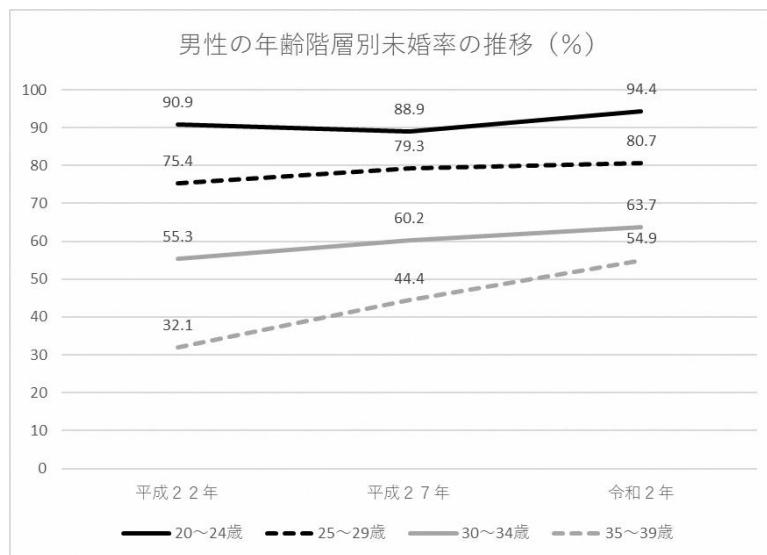
※出生率 (‰) = 年間出生数 ÷ 10月1日現在人口 × 1,000

出典：青森県保健統計

(4) 未婚率の推移

当町の年齢階層別未婚率の推移を以下に示します。男性、女性ともにほとんどの年齢階層において上昇傾向にあり、晩婚化、非婚化が進んでいると考えられます。最新のデータでは、令和2年において30～34歳の男性63.7%、女性41.6%、35～39歳の男性54.9%、女性28.7%となっています。

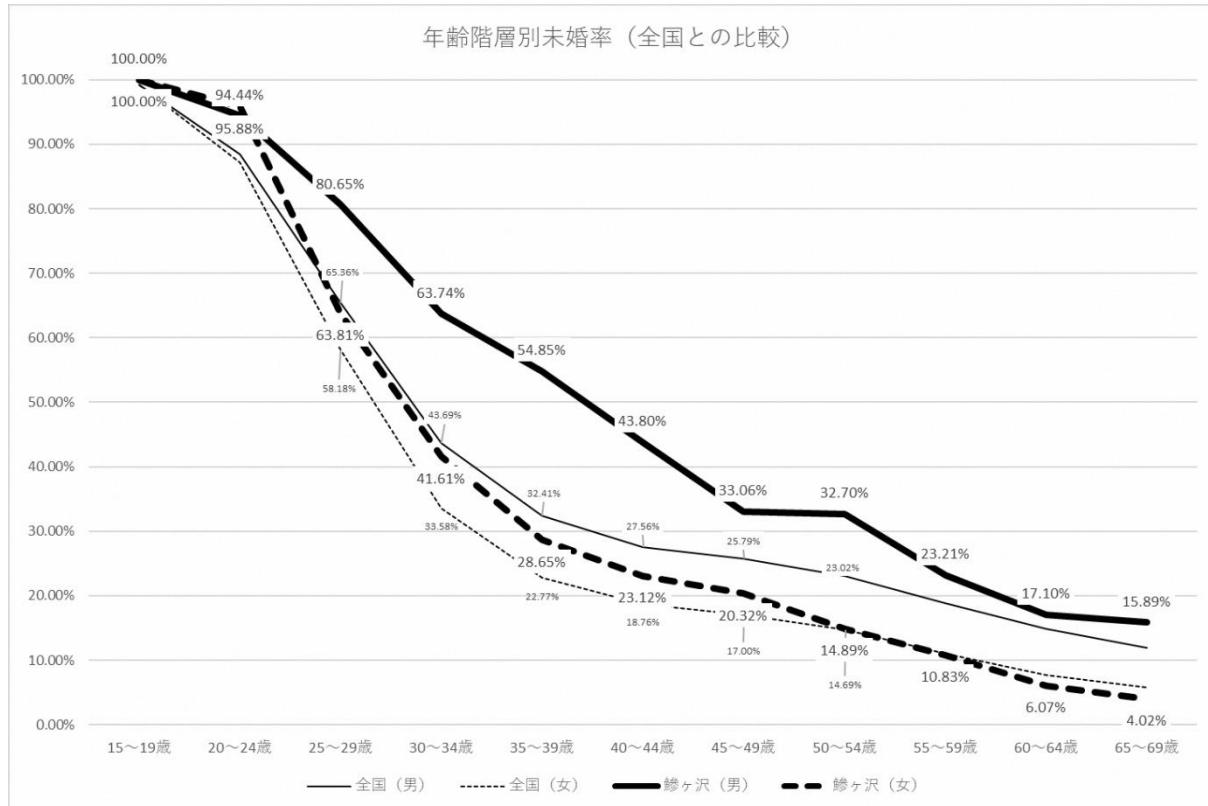
図表2-4 年齢階層別 男女別未婚率の推移



出典：国勢調査

また、同じ令和 2 年のデータを全国平均と比較してみると、特に 30 歳から 44 歳までの男性の未婚率が顕著に高いことがわかります。

図表 2-5 年齢階層別未婚率の比較（当町と全国平均）

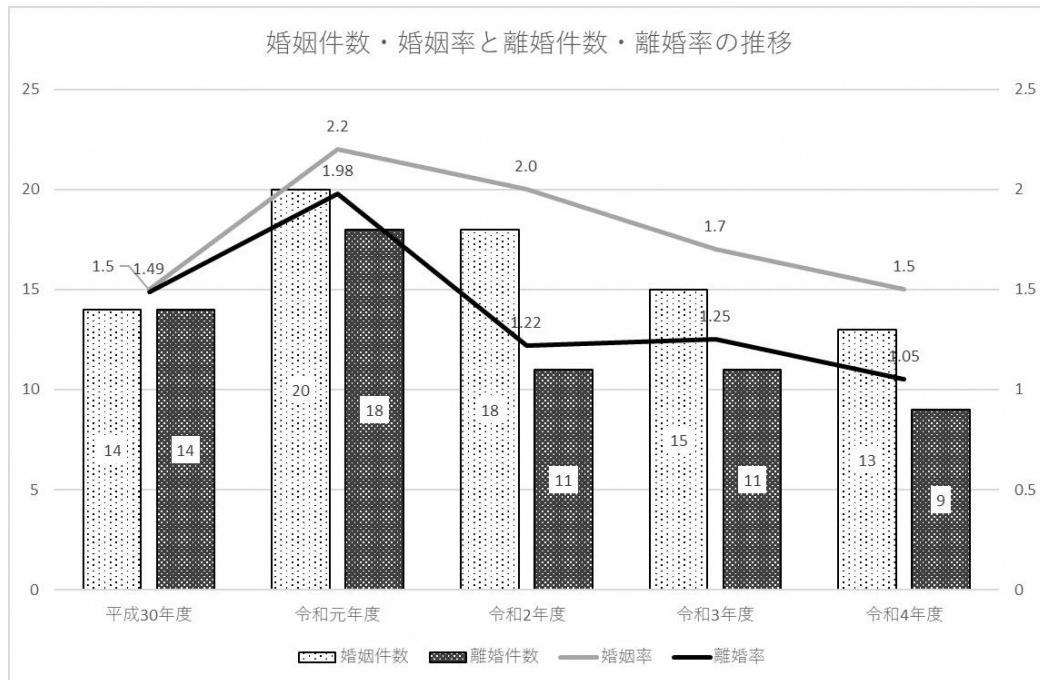


出典：国勢調査

(5) 離婚率の推移

当町の婚姻件数、婚姻率と離婚件数、離婚率の推移は以下のとおりです。近年では令和元年度が婚姻件数、離婚件数ともに最も高く、以降婚姻件数は徐々に減少し、離婚件数は令和2年度に11件と大幅に減少したのちに横ばい傾向を示しています。

図表 2-6 婚姻件数、婚姻率と離婚件数、離婚率の推移



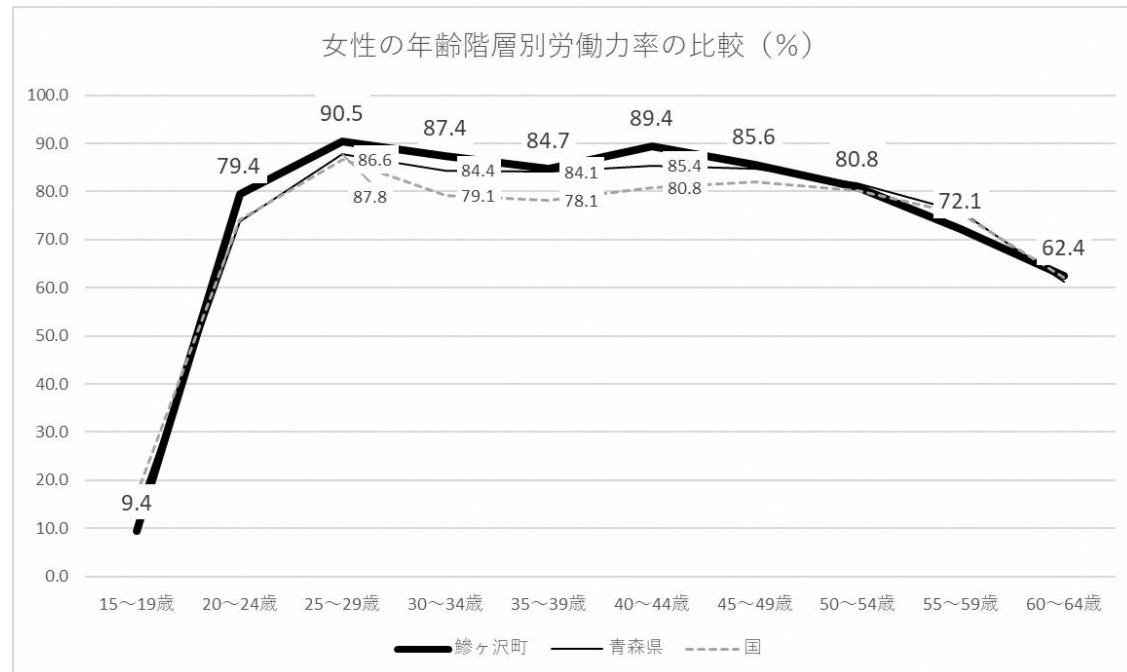
※離婚率＝年間離婚届出件数÷10月1日現在人口×1,000

出典：青森県保健統計

(6) 女性の年齢別労働力率

当町の女性の年齢別労働力率を青森県、全国と比較したデータを示します。20歳から49歳までの各年齢階層において全国、青森県よりも労働力率が高いことがわかります。出産や子育てを担う年齢階層において労働力率が高く、子育てをしながら働いている人が多いことが推察されます。

図表2-7 女性の年齢階層別労働力率



	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳
鰺ヶ沢町	9.4	79.4	90.5	87.4	84.7	89.4	85.6	80.8	72.1	62.4
青森県	13.6	73.9	87.8	84.4	84.1	85.4	84.8	81.8	75.8	61.3
国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2

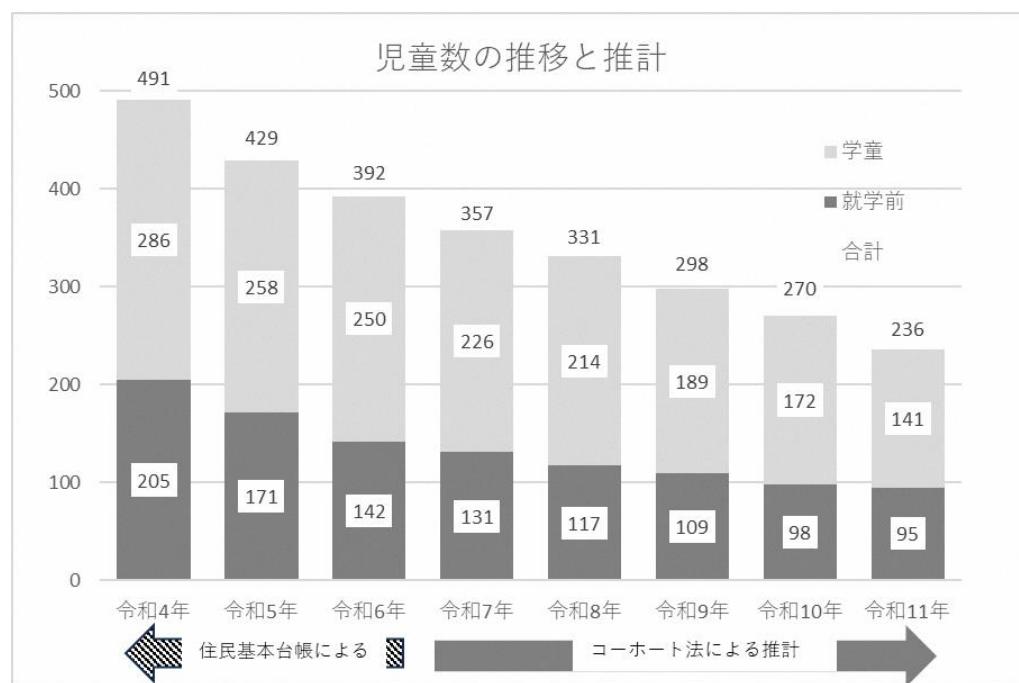
出典：国勢調査

(7) 児童数の推移と推計

当町の児童（0～11歳）の人口の推移と将来推計は以下のとおりです。就学前（0～5歳）、学童（6～11歳）のいずれにおいても減少傾向にあり、本計画期間の最終年において合計236人（令和6年現在392人）と約150人減少することが見込まれています。

図表 2-8 児童数の推移と推計

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	25	19	13	18	18	16	16	14
1歳	32	29	17	14	20	20	18	18
2歳	30	28	28	15	13	19	19	17
3歳	33	33	27	30	17	14	19	19
4歳	41	26	32	24	27	15	12	16
5歳	44	36	25	30	22	25	14	11
6歳	46	41	34	23	28	21	23	13
7歳	42	41	41	32	22	27	20	22
8歳	41	48	41	45	35	24	29	21
9歳	45	40	48	41	44	35	24	29
10歳	59	44	41	49	42	45	36	24
11歳	53	44	45	36	43	37	40	32
合計	491	429	392	357	331	298	270	236



出典：住民基本台帳

2 子育て支援の現状

(1) 認可保育所・認定こども園入所児童数の推移

令和2年度以降の入所児童数は令和2年度197人から令和6年度128人に減少しており、入所率も令和2年度82.1%から令和6年度65.6%に低下しています。

図表2-9 認可保育所・認定こども園入所児童数の推移（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）	240	270	190	190	195
0歳	11	6	10	5	3
1歳	22	27	23	24	15
2歳	33	23	28	26	26
3歳	40	34	25	33	27
4歳	44	42	36	26	32
5歳	47	44	43	36	25
合計	197	176	165	150	128
入所率（%）※	82.1	65.2	86.8	78.9	65.6

資料：ほけん福祉課（各年度4月1日現在）

※入所率=入所児童数÷定員（%）

(2) 子育て支援事業の提供体制

当町の子育て支援事業の提供体制は令和6年10月時点で下表のとおりです。

図表2-10 子育て支援事業の提供体制

子育て支援サービス事業名	単位	施設数等	定員数(人)
1 幼児期の教育・保育事業			
幼稚園	か所	0	0
認定こども園	か所	3	165
認可保育所	か所	1	30
2 地域型保育事業			
小規模認可保育所	か所	0	0
家庭的保育	か所	0	0
居宅訪問型保育	か所	0	0
事業所内保育施設	か所	0	0
認証・認定の保育所	か所	0	0
認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業			
利用者支援事業	か所	1	-
延長保育事業	か所	2	37
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	か所	2	90
子育て短期支援事業	か所	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	か所	1	-
養育支援訪問事業	か所	0	0
地域子育て支援拠点事業※	か所	3	-
一時預かり事業	か所	4	10
病児・病後児保育事業	か所	2	4
ファミリー・サポート・センター事業（※※五所川原市）	人	1	-
妊婦健康診査	か所	1	-
実費徴収に係る補足給付を行う事業	か所	0	0
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	か所	0	0

※地域子育て支援事業の実施主体を含みます。

※※五所川原市での事業実施ですが、五所川原圏域（五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、深浦町、鰺ヶ沢町）在住者の利用が可能です。

(3) 施策の進捗評価

第2期計画の事業について進捗を評価しました。継続して実施する事業については詳細を第4章子ども・子育て支援施策の展開において記載していますので、そちらも参照してください。

評価基準は、A：目標達成、B：充実・目標に向かって推進、C：現状維持、となっています。なお、未実施は未実施、評価D、E、評価せずなどをまとめて表記しています。

図表2-11 施策の進捗評価

施 策 名		事業数	A	B	C	未実施他
計 画 全 体		81	66	6	8	1
I 安心して子どもを産み育てられるまち						
1	妊娠・出産からの切れ目ない支援の提供	13	11	0	2	0
2	乳幼児期等の健康の保持・増進	5	5	0	0	0
3	子育てしやすい生活環境の整備	12	9	1	2	0
II すべての子どもが健やかに成長できるまち						
4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	14	10	4	0	0
5	要保護児童への取組の推進	27	25	0	2	0
III 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち						
6	子育てを支援する社会環境の整備	7	4	0	2	1
7	子ども等の安全の確保	3	2	1	0	0

3 「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」結果

(1) 調査の概要

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」を算出し、また、町民の皆様の教育・保育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する目的として実施しました。

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
就学前児童 アンケート	町内の就学前児童 (0～5歳) の 保護者	就学前児童のいる 146 人 郵送による配布・回収 WEB による回答も併用	令和 6 年 3 月
就学児童 アンケート	町内の就学児童 (小学 1～3 年生) の保護者	就学児童のいる 122 人 郵送による配布・回収 WEB による回答も併用	

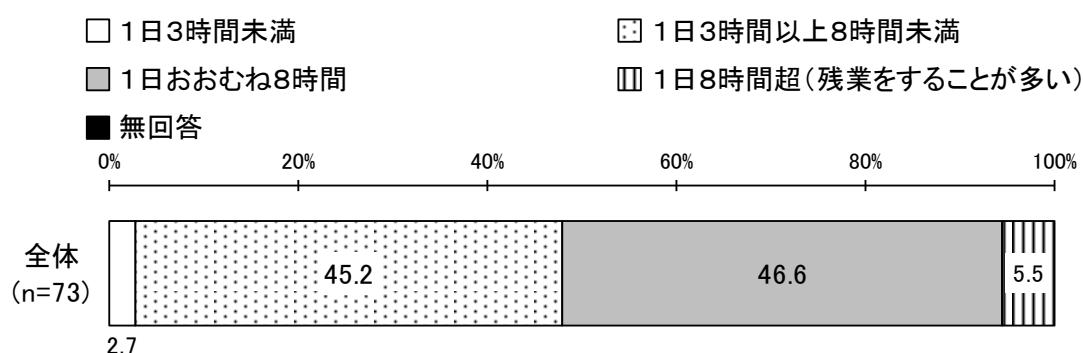
調査の種類	配布数	回収数	有効回収数
就学前児童 アンケート	146 人	82 人 (回収率 56.2%)	82 人 (回収率 56.2%)
就学児童 アンケート	122 人	74 人 (回収率 60.7%)	74 人 (回収率 60.7%)

(2) 調査結果の概要

① 母親の就労状況について（就学前児童のみ）

母親の就労時間については、全体では「1日おおむね8時間」の割合が46.6%で最も高く、次いで「1日3時間以上8時間未満」(45.2%)、「1日8時間超（残業をすることが多い）」(5.5%)などの順となっています。

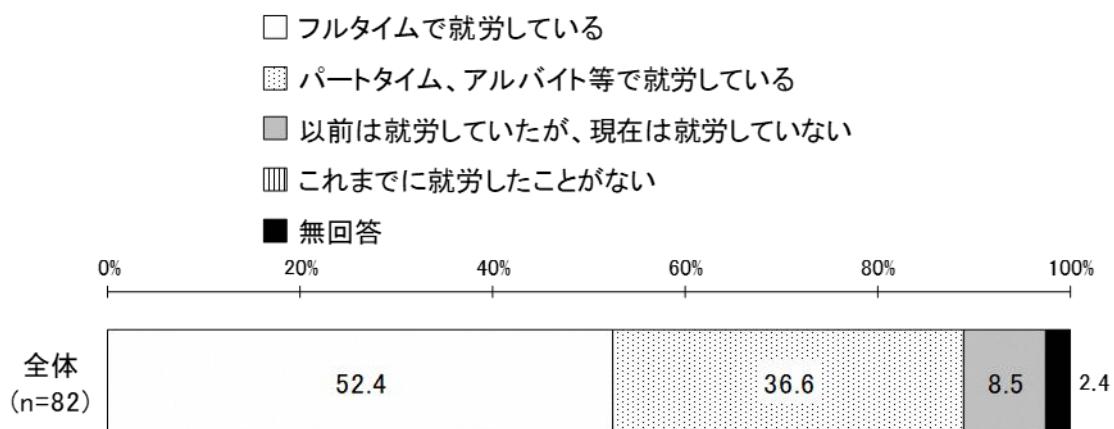
図表2-12 母親の就労時間



② 母親の就労形態について（就学前児童のみ）

母親の就労形態については、全体では「フルタイムで就労している」の割合が52.4%で最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」(36.6%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(8.5%)の順となっています。

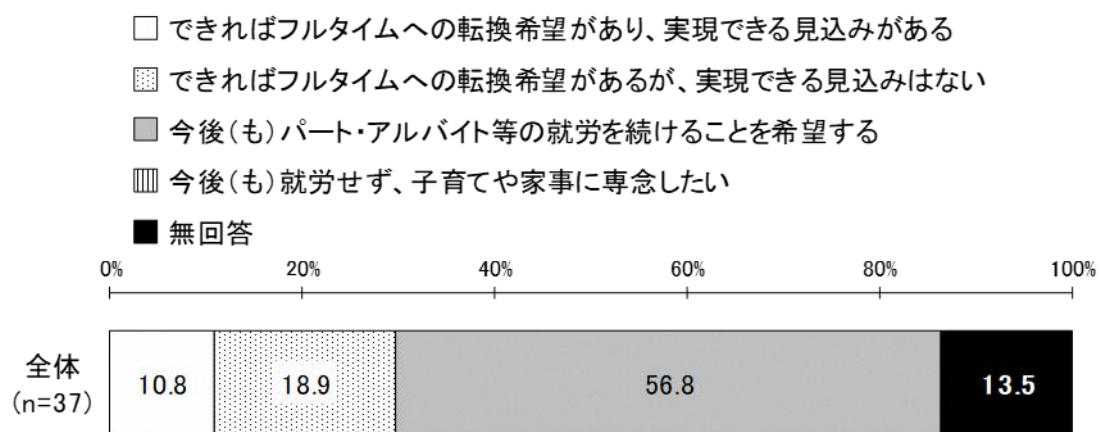
図表2-13 母親の就労形態



③ 母親が希望する就労形態について（就学前事業のみ）

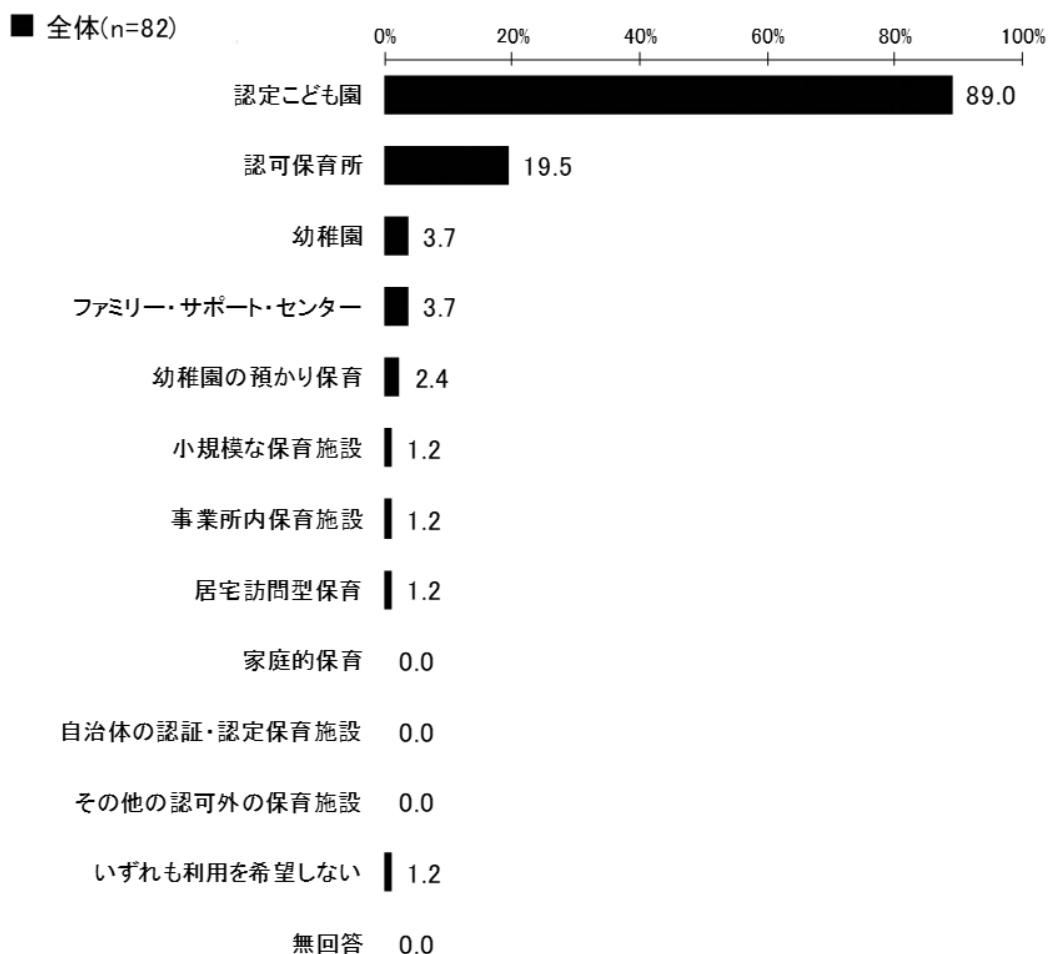
フルタイムで就労している人以外の母親にフルタイム就労への転換希望についてきいたところ、全体では「今後（も）パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」の割合が56.8%で最も高く、次いで「できればフルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」（18.9%）、「できればフルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みがある」（10.8%）の順となっています。

図表2-14 母親のフルタイム就労への転換希望



- ④ 利用したいと考える平日の定期的な教育・保育事業について（就学前児童のみ）
平日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、全体では「認定こども園」の割合が89.0%で最も高く、次いで「認可保育所」(19.5%)、「幼稚園」「ファミリー・サポート・センター」(同率3.7%)などの順となっています。

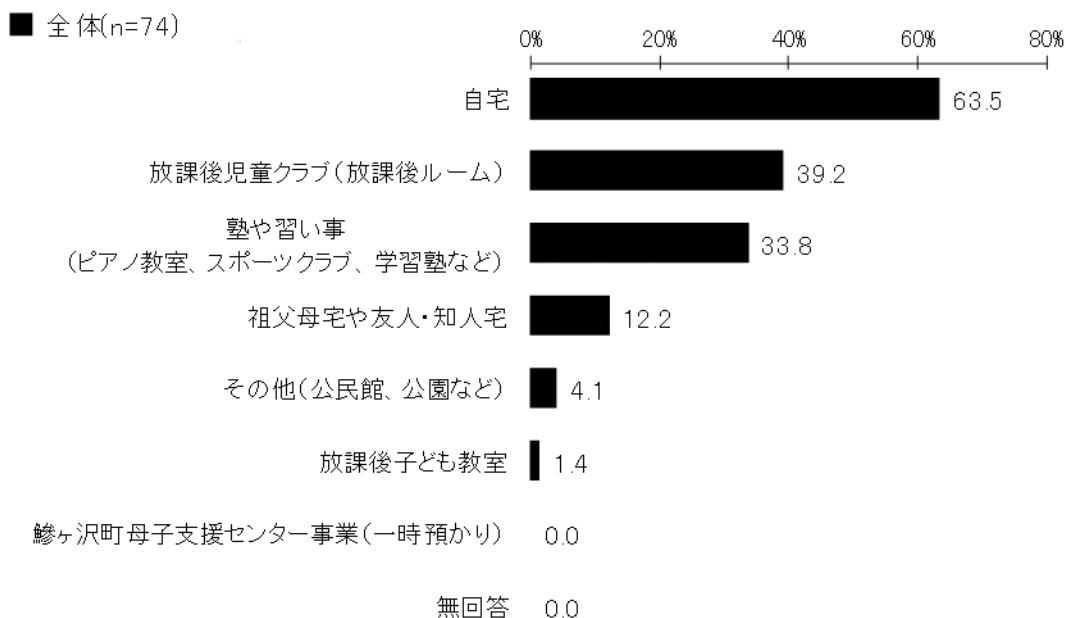
図表2-15 利用したい平日の教育・保育事業



⑤ 放課後の過ごし方について（就学児童のみ）

放課後の過ごし方については、全体では「自宅」の割合が63.5%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ（放課後ルーム）」（39.2%）、「塾や習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」（33.8%）などの順となっています。

図表2-16 放課後の過ごし方

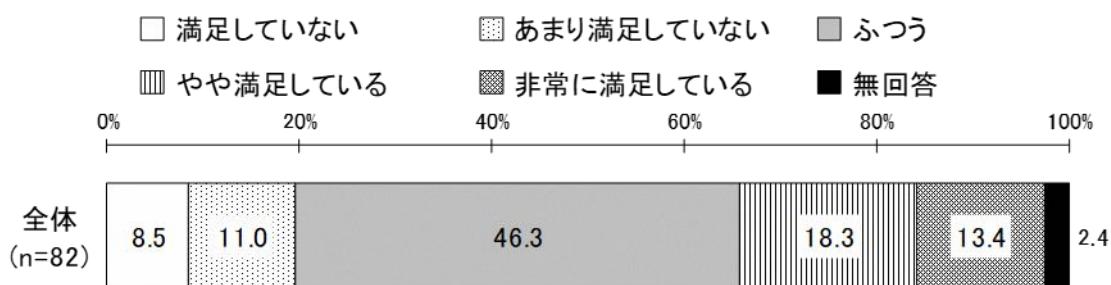


⑥ 子育ての環境や支援への満足度について

<就学前児童>

就学前児童の保護者における子育て環境や支援への満足度については、全体では「ふつう」の割合が46.3%で最も高く、次いで「やや満足している」(18.3%)と「非常に満足している」(13.4%)を合わせた“満足”(31.7%)、「満足していない」(8.5%)と「あまり満足していない」(11.0%)を合わせた“不満足”(19.5%)の順となっています。

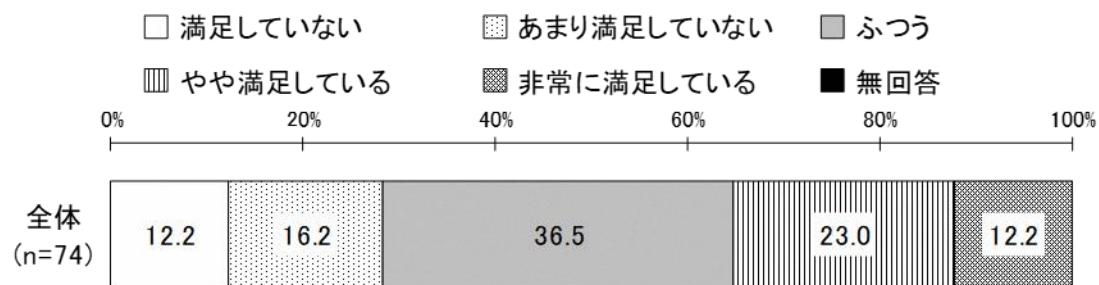
図表2-17 子育ての環境や支援への満足度（就学前児童）



<就学児童>

就学児童の保護者における子育て環境や支援への満足度については、全体では「ふつう」の割合が36.5%で最も高く、次いで「やや満足している」(23.0%)と「非常に満足している」(12.2%)を合わせた“満足”(35.2%)、「満足していない」(12.2%)と「あまり満足していない」(16.2%)を合わせた“不満足”(28.4%)の順となっています。

図表2-18 子育ての環境や支援への満足度（就学児童）



4 調査結果のまとめ

ニーズ調査結果報告書から調査結果のまとめを再掲します。

<就学前児童保護者>

(1) 育ちをめぐる環境について

子育てに日常的に関わる方について「父母とともに」の割合が 74.4%であるのに次いで「認定こども園」の割合が 51.2%となっており、そのほかの保育事業では「保育所」の割合が 9.8%となっています。また、子育てに影響を与えると思う環境について「家庭」の割合が 82.9%であるのに次いで「認定こども園」が 67.1%、そのほかの保育事業では「保育所」が 14.6%と、子育て環境においては家庭のほかに保育事業の重要性がうかがえます。そのため、保育事業においては事業所の環境整備や保護者との連携が今後も重要といえます。(問 7、問 8)

また、子育ての相談先について「そのような相手・場所はない」の割合が 1.2%にとどまることから、相談環境は良好であることが見受けられます。(問 10)

(2) 保護者の就労状況と教育・保育事業の利用状況について

保護者の就労状況（「フルタイムで就労している」「パートタイム、アルバイト等で就労している」の合計）の割合をみると、母親は 89.0%、父親は 93.9%となっています。また、働いている方の就労時間について、8 時間以上の労働状況（「1 日おおむね 8 時間」「1 日 8 時間超（残業をすることが多い）」の合計）の割合をみると、母親は 52.1%、父親は 94.8%となっています。このことから、父母ともに長時間勤務している共働き世帯が半数近くいることがわかりました。(問 12、問 12-1、問 13、問 13-1)

上記に関連して、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について「認定こども園」を利用されている方の割合が 75.6%、「認可保育所」を利用されている方の割合が 8.5%と多くの方が教育・保育事業を定期的に利用しており、利用する理由について「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」の割合が 81.2%となっています。(問 14、問 14-2)

さらに、フルタイム就労以外の方のうち、フルタイム就労への転換希望（「できればフルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」「できればフルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」の合計）の割合をみると、母親は 29.7%となっており、母親のフルタイム就労への転換により事業の利用や延長保育などのニーズがさらに高まることも想定する必要があります。(問 12-3)

(3) 地域子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援事業の利用状況について「いざれも利用していない」の割合は 92.7%と非常に高く、各事業の利用率はいざれも 2.4%にとどまります。(問 16)

しかし、利用希望について「利用していないが、今後利用したい」の割合は 41.5%となっており、需要が4割以上あることから、現在利用率が低い要因は事業自体が認知されていない可能性もあります。（問 17）

そのため、地域子育て支援事業の内容の充実とともに、保護者に情報が届きやすい方法で事業についての情報発信を進めていくことも重要です。

（4）子どもが病気の際の対応について

子どもが傷病で通常の事業が利用できなかった際の対処方法について「母親が休んだ」の割合が 91.3%となっています。母親の就業率が約9割であることから、子どもが傷病の際は母親に多くの負担がかかっていることが見受けられます。（問 20）

また、子どもが傷病の際に希望する対応について「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」の割合が 69.6%で、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」の割合は 18.8%と、大きな差があります。（問 21）

一方、子どもが傷病の際に利用したい病児・病後児保育施設等について「他の施設（保育所・幼稚園等）に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が 52.2%と半数を超え、「いずれも利用したいと思わない」は 20.3%となっています。なお、「いずれも利用したいと思わない」と答えた方の理由について「親が仕事を休んで看る」の割合が 57.1%となっています。（問 22、問 22-1）

このことから、子どもが傷病で事業を利用できない際は基本的に親が子どもを見るのを希望している保護者が多いものの、病児・病後児保育を利用したくないと考えている方は2割程度のみであるため、積極的な利用は希望していなくても一定の需要があるといえます。特に就労している母親が仕事を休めないときなどに、必要に応じて病児・病後児保育を利用してもらえるよう促していくことも重要といえます。

（5）職場の両立支援について

保護者の育児休業制度・短時間勤務制度の利用状況について、母親は「働いていなかった」と答えた方の割合が 35.4%いるなかで「育児休業を取得した」の割合が 51.2%と半数を超え、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」の割合は 8.5%にとどまることから、多くの方が育児休業を取得されていることがわかります。一方、父親は「育児休業を取得した」の割合が 6.1%で、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」の割合が 82.9%となっており、育児休業の取得率が低くなっています。育児休業や短時間勤務制度を利用しなかった理由について、4割を超える選択肢はなく回答が分散しているため、さまざまな理由により取得ができていないことがうかがえます。（問 25、問 27、問 27-1）

また、育児休業給付・保険料免除の認知について「育児休業、保険料免除のいずれも知っていた」と答えた方の割合をみると、母親は 42.7%、父親は 29.3%となっています。母親は父親より割合が高いものの、いずれも半数は超えておらず認知度が高

いとはいえません。(問 26、問 28)

勤労と育児の両立促進のため、性別や年代に関わらず支援制度等の認知を広げる必要があり、企業から労働者に向けた積極的な情報提供なども有効といえます。そのために、まず企業や町民全体の理解促進を図ることも大切です。

(6) 子育ての環境や支援への満足度について

居住地域における子育て環境や支援への満足度について「ふつう」の割合が 46.3%で最も高く半数近くを占めています。次いで“満足”（「やや満足している」「非常に満足している」の合計）の割合が 31.7%で、“不満足”（「満足していない」「あまり満足していない」の合計）の割合の 19.5%を 1 割程度上回っています。(問 29)

自由意見においては、おむつの現物支給などについて好意的な意見が寄せられました。一方、子どもが遊べる場所となる施設や公園などを希望する声も寄せられ、こうしたハード面の充実について検討していく必要があるといえます。(問 30)

<就学児童保護者>

(1) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況（「フルタイムで就労している」「パートタイム、アルバイト等で就労している」の合計）の割合をみると、母親は 93.3%、父親は 91.9%と、父母ともに 9 割以上の方が働いています。また、就労時間について、8 時間以上の労働状況（「1 日おおむね 8 時間」「1 日 8 時間超（残業をすることが多い）」の合計）の割合をみると、母親は 63.7%、父親は 92.7%となっています。このことから、父母ともに長時間勤務している共働き世帯が多いことが見受けられます。就学前児童とおおむね同じ傾向ですが、8 時間以上の労働状況については、母親は 1 割以上多くなっており、子どもが就学したことにより長時間働く母親が増えたといえます。(問 7、問 7-1、問 8、問 8-1)

(2) 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方について「自宅」の割合が 63.5%と最も高くなっていますが、そのほかでは「放課後児童クラブ（放課後ルーム）」(39.2%)、「塾や習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」(33.8%) などがあげされました。(問 9)

また、「放課後児童クラブ（放課後ルーム）」を利用されている方では、休日の利用希望について「長期の休暇期間中」の割合が 62.1%、「土曜日」の割合が 48.3%となっています。共働き世帯が多いことにより、平日の放課後に限らず学校の休業日の放課後児童クラブの利用希望が高まっているとみられ、こうした需要に沿った環境の整備が必要です。(問 9-1)

（3）子育ての環境や支援への満足度について

居住地域における子育て環境や支援への満足度について「ふつう」の割合が36.5%で最も高く、次いで“満足”（「やや満足している」「非常に満足している」の合計）の割合が35.2%、“不満足”（「満足していない」「あまり満足していない」の合計）の割合が28.4%で、「ふつう」と“満足”との差は1.3%とほとんどなく、“不満足”との差も8.1%と1割未満の差となっています。（問10）

自由意見においては、就学前児童と同様に子どもが集まり遊べる場所を求める声のほか、習い事やクラブ活動においての送迎を希望する声も寄せられ、子どもの居場所づくりに関わる要望などがみられました。こうした居場所づくりに関する内容を検討することにより、特に共働き世帯における子どもの放課後の過ごし方についての選択肢をさらに増やしていく必要があるといえます。（問11）

5 データから見る現状

ニーズ調査を中心として、他のデータ等から考察できることをまとめます。

（1）児童数は今後も減少が続くこと

婚姻数や未婚率の上昇などを考慮すると、本計画の推計よりも減少幅が大きくなる可能性もあります。

（2）保護者の就労状況が多様化していること

フルタイム就労、正社員・正職員としての就労のみならず、派遣社員、パート・アルバイトといった雇用形態の多様化が進み、こうした方が保護者として子育てをする場合に、保育や教育のニーズも多様化することが考えられます。

また、育児休業制度を取得しやすくすることや、制度の拡充、男性の取得の促進なども併せて求められていることが推察されます。

（3）経済的な支援だけでなく、きめ細かい支援策が求められていること

全体的な満足度は不満足（満足していない、あまり満足していない）の割合合計は高くなく、満足（やや満足している、非常に満足している）の割合合計のほうが高いです。自由記述からは公園整備や送迎サービスへの要望なども書かれており、経済的支援だけではなく、きめ細かい支援へのニーズが高いことが推察されます。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育てをめぐる社会経済状況の変化や子どもの権利条約などを踏まえ、当町における子ども・子育てに関する課題の解決を図るために、第2期計画の基本理念を踏襲し、町民、関係団体と協働して施策を展開し、基本理念の実現を目指します。

子どもの最善の利益が実現される鰯ヶ沢

2 基本目標

基本理念を実現するため、具体的な行動指針として3つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ

安心して子どもを産み育てられるまち

だれもが安心して子どもを産み、いきいきと子育てができるまちを目指します。

基本目標Ⅱ

すべての子どもが健やかに成長できるまち

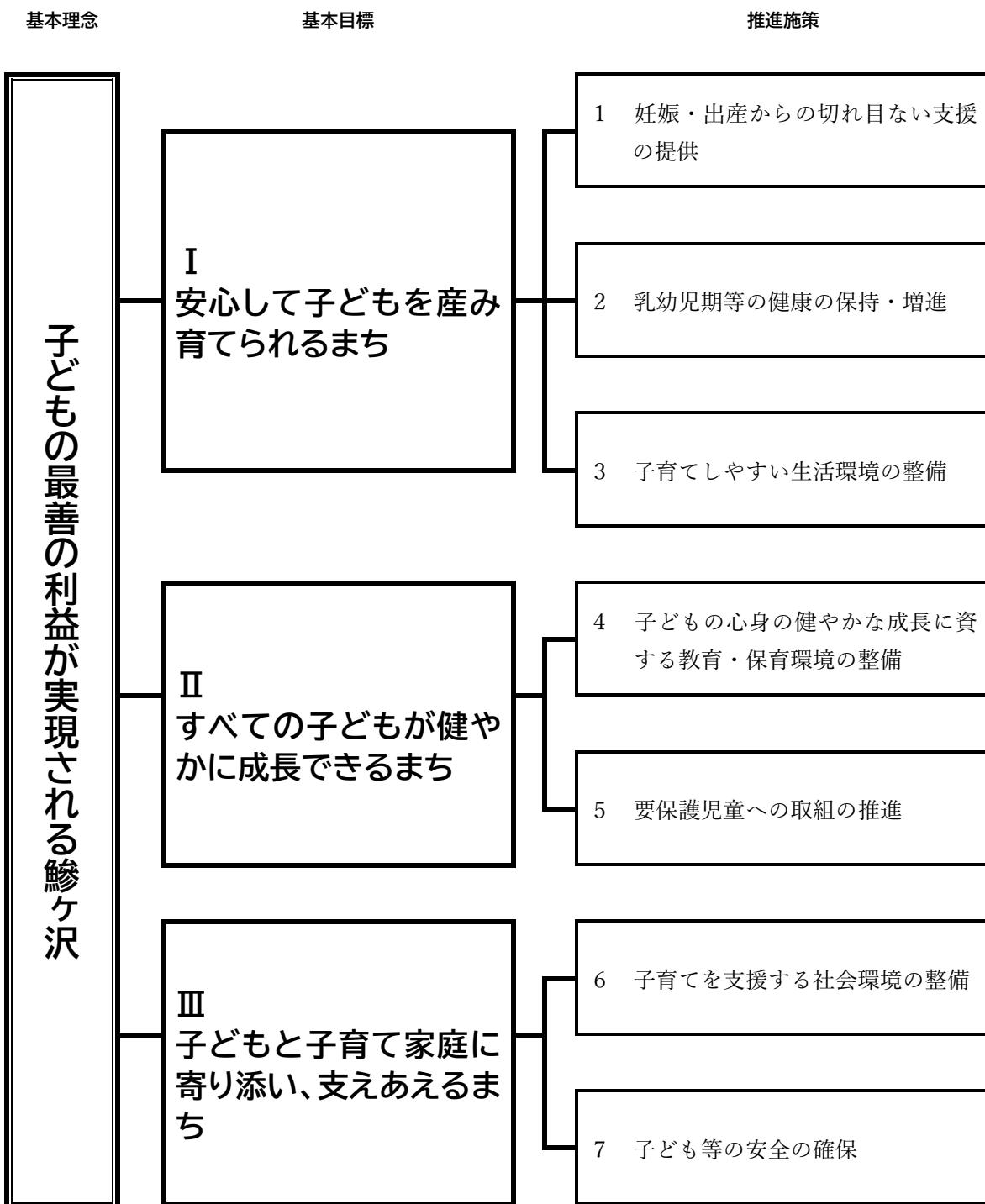
すべての子どもが、のびのび、いきいきと、それぞれの発達段階において、健やかに成長できるまちを目指します。

基本目標Ⅲ

子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

地域全体で、子どもや子育て家庭に寄り添い、互いに支えあえるまちを目指します。

3 施策体系図



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

本章の記載のうち、<具体的事業>における「2期評価」欄は、第2期子ども・子育て支援事業計画における進捗評価として、A：目標達成、B：充実・目標に向かって推進、C：現状維持、D：停滞、E：未実施、F：評価できず、となっています。

また、「法定 独自」欄の記載は、法定が子ども・子育て支援法などの法令に基づく事業、独自は当町独自の事業、その他はその他の主体による事業です。

基本目標I 安心して子どもを産み育てられるまち

推進施策1 妊娠・出産からの切れ目のない支援の提供

<現状と課題等>

- ◇未婚や低所得など、妊娠した女性は困難を抱えている場合があります。そのため、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かな支援が求められます。必要な支援やサービスについて、わかりやすく情報を発信すること、必要な情報が確実に届くことが重要です。
- ◇出産後はホルモンの影響や体力低下、昼夜問わずの新生児の育児が重なり、母親は精神的不安に陥りやすくなります。
- ◇核家族世帯の増加等、家族構成が変化してきています。そのため、育児と介護の同時進行や頼れる家族がいないなど、育児の孤立化が起きやすくなっています。

<施策の方向>

- 保健師と助産師の連携により、妊娠婦の状況やニーズに応じて、訪問ケアをメインとした産前産後ケア（母児とも）の充実、退院直後からの育児不安の解消を図ります。
- 妊娠婦の訪問ケアをスムーズに実施できるようにするためにも、保健師・助産師・産科医療機関との連携強化を図ります。
- 切れ目のない支援のためにも、こども家庭センター（令和7年1月設置）の取組の強化を図ります。

<具体的事業>

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(1)	妊娠届・出生届出時保健指導	各届出時、保健師・助産師が対応し、妊娠婦の状況を把握し、保健指導を実施します。また、保健師・助産師の相互連携を図ります。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(2)	妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時及び出生届出時に合計10万円を現金給付します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(3)	ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	ハイリスク妊産婦の通院に係る交通費等の助成を行います。	県 事業	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(4)	妊産婦・新生児・乳児訪問ケア	助産師・保健師による妊産婦・新生児・乳児のための訪問ケアを実施します。他市町村との連携等により里帰り出産者も対象とします。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(5)	産後早期訪問	生後7日以内の新生児のいる家庭を助産師が訪問し、産後の健康管理と新生児の成長発達を支援します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(6)	新生児訪問	生後28日までに新生児のいる家庭を保健師が訪問し、産後の健康管理と新生児の成長発達を支援します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(7)	乳児家庭全戸訪問事業〔こんにちは赤ちゃん事業〕	生後4か月までの乳児のいる、すべての家庭を助産師が3回訪問し、育児の悩みなどに対しての相談支援を実施します(法定は1回のところ当町は3回訪問しています)。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(8)	安産レッスン	妊婦及びその家族を対象に、妊娠・出産についての実技指導を加えた指導を行います。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(9)	沐浴実技指導	母親や父親及び新生児の家族を対象に、自宅等で沐浴の実技指導を行います。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(10)	母乳育児支援	妊婦・褥婦(出産後3か月まで)及び乳児を対象とし、助産師が訪問等により乳房ケアや授乳指導を行います。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(11)	産前産後の家事援助	妊婦、褥婦(出産後3か月まで)宅の炊事、洗濯、掃除等の家事支援を行います。	独自	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(12)	出産時付添援助	産科医療機関までの車の準備ができない場合に、産科医療機関まで助産師が付き添います。(タクシーデ自己負担)	独自	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(13)	医療機関連携事業	妊娠届時の母子健康手帳交付と同時に「妊産婦連携カード」をすべての妊婦へ配布します。また、「妊産婦連携カード」により産科医療機関からの妊産婦及び新生児に関する情報提供などにより連携を図ります。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(14)	オンライン相談やアプリの活用・子育てイベント等の開催	妊娠婦や子育て家庭がより相談しやすい体制づくりの一環として、オンライン相談に関する検討や、アプリを活用した子育て情報の発信を行います。また、子育て家庭の交流の場づくりのためイベント等を開催します。	独自	—	検討	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

推進施策2 乳幼児期等の健康の保持・増進

<現状と課題等>

- ◇保護者は、育児や子どもの健康・成長に対する不安や悩みが出てくるところであり、それらの不安を軽減するための相談支援などの心のケアが必要です。
- ◇乳幼児期は、心身の発達が著しく、生涯の健康基盤を築くうえで、非常に重要な時期です。不規則な睡眠、偏った食習慣など、生活習慣の乱れを防ぐことが必要です。
- ◇乳幼児健診の未受診や定期予防接種の未接種を防止するために、保健師・助産師が訪問時に、受診・接種情報の提供や今後の日程等について説明をしています。

<施策の方向>

- 従来の保健事業等を継続し、さらなる充実を図ります。
- 乳幼児健診の未受診、定期予防接種の未接種等を防止するための具体的支援について検討します。
- 医療費助成制度、児童手当など、経済的な支援策の充実を図ります。

<具体的事業>

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(15)	乳幼児健診	股関節脱臼健診・乳児（3・6・10か月児）・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児健診を実施するほか、育児相談も併せて実施します。 今後、5歳児健診の実施を検討します。	法定 独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(16)	定期予防接種	病気や感染症の発生及びまん延予防のため、各種予防接種を個別接種で実施します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (健康推進班)
(17)	育児相談	乳幼児の健康についての相談に対し、窓口や電話・メール・訪問などにより適切な助言・指導を行います。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(18)	子ども医療費助成事業	子どもの誕生から18歳（高校生年代）までの医療費を助成します。	その他	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(19)	児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)

推進施策3 子育てしやすい生活環境の整備

<現状と課題等>

- ◇当町の教育・保育施設では、入所にあたっての待機児童はない状況です。
- ◇保護者の就労形態・家族形態の多様化に伴い、通常の教育・保育のほかに、多様な保育サービスの展開や教育・保育施設を利用してない子育て家庭も視野に入れた、だれもが必要な時に安心して利用できる子育て支援や質の高い教育・保育の提供が必要となっています。
- ◇子どもの就学により、共働き家庭などの「小1の壁」を打破すべく、小学生の保育支援の充実も求められています。
- ◇放課後の居場所づくりの充実も求められています。

<施策の方向>

- 令和7年4月から当町の教育・保育施設は3か所になりましたが、そのうち、幼保連携型認定こども園が1か所、保育所型認定こども園が2か所となっています。各施設は新しく整備され、安全で快適な環境で過ごすことができ、保護者の方々の安心、地域全体の活性化に繋がっています。
- 祝日保育・延長保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。
- だれもが必要な時に安心して利用できる病後児保育事業・地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。
- 子どもの居場所づくりの実施にむけて調査・検討します。

<具体的事業>

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(20)	教育・保育事業	より質の高い教育・保育を提供します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (保育所等)
(21)	祝日保育事業	祝日に保護者が仕事や病気などで保育ができなくなった時に保育を実施します。	施設 ・ 法定	A	継続	ほけん福祉課 (保育所等)
(22)	延長保育事業	保護者の就労形態等の事情により、通常の保育時間を超えて保育を実施します。	施設 ・ 法定	A	継続	ほけん福祉課 (保育所等)
(23)	一時保育事業	入所していない児童の一時的な預かり保育を実施します。	施設 ・ 法定	A	継続	ほけん福祉課 (保育所等)
(24)	ICTを活用した保育事業	管内保育施設が安心・安全に保育を実施でき、保育者及び保護者の負担が軽減されるようICTを活用した保育を実施します。	施設 ・ 独自	-	検討	ほけん福祉課 (保育所等)

(25)	地域子育て支援拠点事業	子育ての不安解消や母親の仲間づくりの支援等を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。（センター型・広場型）	法定 ・ 委託	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(26)	病後児保育事業	0歳から小学校6年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かります。	法定 ・ 委託	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(27)	一時預かり事業 (ママサポート事業)	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、0歳から小学校6年生までの一時的な預かり保育を実施します。	独自	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(28)	病後児保育事業 (ママサポート事業)	0歳から小学校6年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かります。	独自	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(29)	ベビー用品リユース事業	使用しなくなったベビー用品等の寄贈を受け、これから使用する家庭へ無料で貸し出します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(30)	家庭教育推進事業	親子が気軽に集える場所づくり・イベント開催などを通じて、家庭教育の総合的な支援を行います。	その他	B	継続	社会教育課 (社会教育班)
(31)	放課後児童クラブ（放課後ルーム）	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後及び長期休業期間の保育を行います。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(32)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	法定	—	検討	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(33)	公園の適正な管理	公園内の遊具（ブランコ、鉄棒、滑り台等）の修繕や管理を実施します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)

基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち

推進施策4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

<現状と課題等>

◇次代を担うすべての子どもたちがたくましく心豊かに成長していくことは、今後の社会を支え、地域の活性化につながっていきます。子どもたちの生きる力や健やかな育ちを一貫して支援・推進していくためにも、就学前教育から学校教育への円滑な移行を図ることが重要です。

◇地域が協力し、子どもの健全育成の推進を図っていくことが求められます。

<施策の方向>

○幼児期から児童期における発達・成長を支援し、認定こども園等から小学校へのスムーズな移行を促進するため、5歳児のカリキュラムと小学1年生のカリキュラムを一体的に捉え、幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を図っていきます。

○健全な心と体を育むため、子どもの成長段階に合わせた学習等を実施します。

○地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加・体験し、地域住民との交流活動ができる居場所づくりを推進します。

<具体的事業>

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(34)	家庭教育推進事業（再掲）	親子が気軽に集える場所づくり・イベント開催などを通じて、家庭教育の総合的な支援を行います。	その他	B	継続	社会教育課 (社会教育班)
(35)	子ども読書活動推進事業	町子ども読書活動推進計画に基づき、「楽しむ読書」、「みんなで読書」、「支える読書」を基本方針に、ブックスタート事業、新小学1年生朝読書スタート事業等、子どもの自主的な読書活動の推進に取組みます。	独自	A	継続	社会教育課 (社会教育班)
(36)	鰯ヶ沢町小学校・保育所・認定こども園連絡会議	就学前教育の子どもたちの健やかな育ちを一貫して支援・推進していくため、就学前教育の充実及び学校教育への連続性の確保、円滑な移行を図ります。	その他	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(37)	食育の推進	保健師による栄養相談、中学生を対象とした栄養教室を開催します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(38)	むし歯予防対策事業	フッ化物塗布（幼児）・フッ化物洗口（小中学校）及び歯に関する健康教育を実施します。	独自	A	継続	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(39)	親子プロジェクト（中学生の生活習慣病健診）	中学生を対象に生活習慣病健診と生活習慣病予防の健康教育・調理実習を実施し、親子を対象に健診結果説明と保健指導を実施します。	独自	A	継続	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(40)	いのちの学習	小学生を対象に、助産師による講義や心音を聞く体験などを行います。	独自	A	継続	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(41)	思春期教室	中学生・保護者を対象に、産科医等による講演を行います。	独自	A	継続	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(42)	生と性を考える教室	鰺ヶ沢高校生徒を対象に、助産師による講義を行うほか、高齢者疑似体験・妊娠出産育児についてのグループワークを行います。	独自	B	継続	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(43)	手話教室	聴覚・言語障がい者の生活やコミュニケーション手段のひとつである手話を学び、聴覚・言語障がい者への理解を深めることを目的に実施します。	その他	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(44)	学校保健会	幼児・児童・生徒の保健教育推進のために、保健主事・養護教諭・学校医・学校歯科医等で会議体を組織し、より良い保健環境について協議・研究を行います。	その他	A	継続	学校教育課（学校教育班）
(45)	幼児体力づくり教室	幼児期からの体力・運動能力の向上と、運動の習慣化による健康的な体の育成を目的に管内教育・保育施設において10回／年程度の体育教室を実施します。	独自	A	継続	ほけん福祉課（子ども家庭班）
(46)	青少年健全育成事業	地域と住民が一体となって、青少年の健やかで健全な育成を推進する取組を実施します。小学校の下校時の見守りパトロールを鰺ヶ沢町社会福祉協議会鰺ヶ沢支部・舞戸支部、舞戸町内会、舞戸婦人会に依頼し、その活動を支援します。	その他	B	継続	社会教育課（社会教育班）
(47)	キッズ・親子育成支援事業	将来を担う町の子どもたちの育成を目指す事業を展開します。また、親世代に家庭教育や地域づくりに関心をもってもらうため、親子で楽しめる事業やイベント等を実施します。	独自	B	継続	社会教育課（社会教育班）

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(48)	学校給食事業	成長期にある児童生徒たちに、栄養バランスのとれた安全安心な昼食を提供することにより、食事に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけます。なお、地元食材の積極的利用を図り地産地消を推進するとともに、学校給食費の無償化について県の動向を注視しながら取り組んでいきます。	独自	—	継続	学校教育課 (学校教育班)
(49)	ALT 等活用事業	外国語教育の充実を図るため町内小・中学校に、ALT・外国語指導専門員を配置し、授業及び学校行事等、広く外国語及び外国文化に触れる機会を創出します。	独自	—	継続	学校教育課 (学校教育班)
(50)	鰯ヶ沢高校支援事業	地域の次代を担う若者的人材育成や地域振興・活性化等の観点より、地元唯一の高校の存続に向け、その魅力化を図るため、入学時必要経費や部活動補助等各種事業への支援等に取り組んでいきます。	独自	—	継続	学校教育課 (学校教育班)

推進施策5 要保護児童への取組の推進

<現状と課題等>

- ◇すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障され、その持てる力を最大限に發揮することができるよう子ども及びその家庭を支援することが求められています。
- ◇障がい児対策（医療的ケア児を含む）については、障がい・疾病等に起因する様々な困難を軽減するため、相談支援及び福祉サービスの充実や地域社会の理解・支援が求められています。
- ◇児童虐待等については、発生予防からケース対応・アフターケアまでの一貫した支援を行うために、地域における様々な機関の連携・協力体制の構築が常に必要となっています。

<施策の方向>

- 乳児家庭全戸訪問事業により、児童虐待の発生予防・早期発見、さらなる支援が必要とされるケースに対応できるように、養育支援訪問の実施を検討します。
- 特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育サービスを利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携して、相談支援や受け入れ態勢を整えます。
- 要保護児童対策地域協議会の取組を継続し、子どもと家庭の状況を多角的に捉え、包括的な支援を実践していきます。

<具体的事業>

事業番号	事業名	事業内容	法定独自	2期評価	今後の方向性	担当課
(51)	乳幼児教育相談事業	3歳児健診時、また保育所等に出向いて、ことば・情緒・身体発育等の相談を専門の相談員が実施します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(52)	ことばの相談事業	ことばやコミュニケーションに関して不安のある幼児や保護者に対して、言語聴覚士による発達指導や助言を実施します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(53)	相談支援サポートセンター「ねっこ！ひまわり」（西北地区特別支援連携協議会）	五所川原市圏域内の教育委員会や福祉関係者で組織され、特別な教育を必要とする幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて適切な支援を推進します。	その他	A	継続	学校教育課 (学校教育班) ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(54)	教育支援委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりに応じた適切な就学を支援します。	法定	A	継続	学校教育課 (学校教育班)
(55)	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる町内児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等の一部を助成します。	法定	A	継続	学校教育課 (学校教育班)
(56)	弘前大学教育学部との連携事業	増加傾向にある不登校問題に関し、専門的な知見を有する弘前大学教育学部と連携し、児童・生徒の学びや育ちを支援します。	独自	A	検討	学校教育課 (学校教育班)
(57)	鰺ヶ沢町障がい児保育事業	保育所等に入所している障がい児の受け入れ態勢を整え、円滑にサービスを受けられるよう支援します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(58)	医療的ケア児保育事業	医療的ケアを必要とする児童が、他の児童と同様に地域で安心して暮らせるように、管内の教育・保育施設の受け入れ体制を整備します。	法定	—	新規	ほけん福祉課 (保育所等)
(59)	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の父または母及び児童（0～18歳）の医療費の負担を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	県事業	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(60)	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的とし、児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで支給される手当です。（町は申請等の窓口業務を担っています。）	法定	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(61)	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する児童（20歳未満）について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ります。（町は申請等の窓口業務を担っています。）	法定	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(62)	未熟児養育医療給付	入院を必要とする未熟児が指定医療機関に入院した場合、その治療に必要な医療費を支給します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(63)	要保護児童対策地域協議会	要保護児童及び特定妊婦への適切な支援のために児童相談所等関係機関と情報の共有化を図り、対象ケースの早期発見と発生時の迅速・的確な対応、体罰によらない子育ての推進などを行います。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	法定独自	2期評価	今後の方向性	担当課
(64)	乳児家庭全戸訪問事業〔こんにちは赤ちゃん事業〕（再掲）	生後4か月までの乳児のいる、すべての家庭を助産師が3回訪問し、育児の悩みなどに対しての相談支援を実施します（法定は1回のところ町は3回訪問しています）。	法定	A	継続	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(65)	養育支援訪問事業	養育に関する指導助言等を訪問で実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	法定	E	新規	ほけん福祉課（こども家庭センター）
(66)	のびのびクラブ（障がい児親の会支援事業）	心身障がい児・情緒障がい児等を持つ親の不安解消と仲間づくりを支援します。	その他	E	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(67)	愛護手帳（療育手帳）	知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付されます。	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(68)	身体障がい者手帳	身体障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付されます。	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(69)	精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付されます。	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(70)	障害児福祉手当	精神や身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする者（20歳未満）に手当を支給することで、福祉の向上を図ります。（町は申請等の窓口業務を担っています。）	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(71)	自立支援医療費（育成医療）	身体に障がいがあるか、将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童を対象に、適切な治療に必要な医療費を給付します。	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(72)	自立支援医療費（精神通院医療）	精神疾患があり通院による精神医療を継続的に要する症状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を給付します。	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）
(73)	障害児相談支援・計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援します。	法定	A	継続	ほけん福祉課（福祉班）

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(74)	補装具の支給	身体障がい者（児）に対し、日常生活において必要な移動や動作を行うために失われた身体機能を補ったり、代替えするための用具（車椅子、義足等）を支給します。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (福祉班)
(75)	地域生活支援事業	障がいがある人（児）の生活を支援するために、日常生活用具の支給や日中一時支援事業等、地域の特性や状況に応じ柔軟な事業を実施します。	その他	A	継続	ほけん福祉課 (福祉班)
(76)	障害児通所支援	子どもの発達や自立を支援するために児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービス（就学児）へつなげます。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (福祉班)
(77)	児童発達支援センター事業	障がいのある児童（未就学児）が、毎日、専門の支援を受けられる通所施設（ステップアップセンターもりた）を支援しています。西北五広域福祉事務組合（※）で運営しています。	法定	A	新規	ほけん福祉課 (福祉班)
(78)	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	保育所等を利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進します。西北五広域福祉事務組合（※）で運営しているステップアップセンターもりたで実施しています。	法定	A	新規	ほけん福祉課 (福祉班)
(79)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保します。	法定	D	継続	ほけん福祉課 (福祉班)
(80)	医療的ケア児支援の協議の場	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を五所川原圏域（※※）で開催しています。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (福祉班)
(81)	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。	法定	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(82)	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を母子支援ヘルパー等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。	法定	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(83)	児童育成支援拠点事業 (再掲)	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	法定	-	検討	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(84)	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援（ペアレントプログラム）を行います。	法定	-	検討	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

※西北五広域福祉事務組合：五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町をもって組織された西北五地域の障害福祉の拠点です。

※※五所川原圏域定住自立圏：平成 28 年 3 月 30 日に協定を締結。五所川原市を中心市とした、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の 6 市町で構成。中心地と近隣自治体が自治体の枠組みを超えて、相互・協力し、園域全体の生活面や経済面の活性化を図るもので

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

推進施策6 子育てを支援する社会環境の整備

<現状と課題等>

- ◇子育てに携わるすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような社会支援やサポートが必要となっています。
- ◇低所得家庭の増加に伴い、保護者の子育てに関する経済的支援が必要となっています。

<施策の方向>

- 妊娠・出産・子育てに関する理解を職場等に呼びかけるなど、子どもを産みやすく、かつ働きやすい環境づくりを啓発します。
- 放課後ルーム、母子支援ヘルパーによる一時預かりなど、子育て家庭にやさしい地域住民の協力によるサポート、就労制度の普及、職場や地域の環境づくりを推進します。
- 地域住民の協力により、支援の取組や充実に努めます。
- すべての子ども・家庭の相談に対応する、子ども支援の専門性を持った機関であることも家庭センターの取組、強化を図ります。
- 子どもの貧困について、状況の把握に努め支援を行います。（子どもの貧困に関する施策については第6章に記載します。）

<具体的な事業>

事業番号	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(85)	育児休業取得に関する理解と協力体制の整備	就労している妊婦もしくは父親の育児休業取得が推進されるよう町広報等を利用して周知・啓発を行います。	独自	D	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(86)	一時預かり事業 (ママサポート事業) (再掲)	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、0歳から小学校6年生までの一時的な預かり保育を実施します。	独自	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(87)	産前産後の家事援助 (再掲)	妊婦、褥婦（出産後3か月まで）宅の炊事、洗濯、掃除等の家事支援を行います。	独自	C	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(88)	乳児すこやか支援事業 (おむつ助成)	出生から1歳までに合計40袋のおむつを支給します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(89)	ベビー用品リユース事業 (再掲)	使用しなくなったベビー用品等の寄贈を受け、これから使用する家庭へ無料で貸し出します。	独自	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

(90)	放課後児童クラブ (放課後ルーム) (再掲)	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後及び長期休業期間の保育を行います。	法定	A	継続	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(91)	幼児教育・保育の無償化	<p>3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する子どもたちの利用料は無償化されています。</p> <p>(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども、3歳から5歳までの就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても無償化されています。) 今後、0歳から2歳までの保育料の無償化について、検討を進めます。副食費についても、保護者の負担軽減を図ります。</p> <p>また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。</p>	法定	A	検討	ほけん福祉課 (子ども家庭班)

推進施策7 子ども等の安全の確保

<現状と課題等>

- ◇通学路の安全確保など、子どもを交通事故や犯罪から守るための対策の充実が求められています。
- ◇子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう警察・行政・地域との連携・協力体制の強化を図り、子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまちを目指します。
- ◇子ども、保護者等が安心して外出できるように、道路、公園、公的建築物等において、安全に整備を進めます。

<施策の方向>

- 通学路等の環境整備の推進、関係団体・地域・住民が一体となった子どもの見守り・声掛け、交通安全対策への取組を強化します。

<具体的な施策>

事業内容	事業名	事業内容	法定 独自	2期 評価	今後の 方向性	担当課
(92)	青少年健全育成事業[再掲]	地域と住民が一体となって、青少年の健やかで健全な育成を推進する取組を実施します。小学校の下校時の見守りパトロールを鰺ヶ沢町社会福祉協議会 鰺ヶ沢支部・舞戸支部、舞戸町内会、舞戸婦人会に依頼し、その活動を支援します。	独自	B	継続	社会教育課 (社会教育班)
(93)	鰺ヶ沢町通学路安全推進事業	町教育委員会、町建設水道課、鰺ヶ沢警察署、各道路管理者（県及び町担当課）、各小学校、町教育委員会等の関係機関が連携し、主に徒步通学路エリアの安全点検作業を行い、危険箇所に対する安全対策を検討し、順次改善します。なお、点検作業は令和4年度から毎年実施しています。併せて、地域内の危険と思われる箇所については、情報を児童・生徒に周知して安全に対する意識醸成を図ります。	その他	A	継続	学校教育課 (学校教育班)
(94)	公園の適正な管理（再掲）	公園内の遊具（ブランコ、鉄棒、滑り台等）の修繕や管理を実施します。	その他	A	継続	ほけん福祉課 (子ども家庭班)

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

子どもの最善の利益が実現される鰺ヶ沢

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられるまち

基本目標Ⅱ すべての子どもが健やかに成長できるまち

基本目標Ⅲ 子どもと子育て家庭に寄り添い、支えあえるまち

施設型事業

- ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）
- ② 保育施設（認可保育所、認定こども園）

地域型保育事業

- ① 小規模保育事業
- ② 家庭的保育事業
- ③ 事業所内保育事業
- ④ 居宅訪問型保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業
- ③ 放課後児童クラブ
(放課後児童健全育成事業)
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ ファミリーサポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 産後ケア事業
- ⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑭ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑯ 児童育成支援拠点事業
- ⑰ 親子関係形成支援事業
- ⑱ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑲ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1 教育・保育提供区域の設定

当町では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。

これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域について検討した結果、町内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を活用しており、また送迎サービスにより教育・保育事業等の町内を全域とした広域利用が可能であることから、全域を1区域と設定しました。

2 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

認定区分

認定区分		対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	保育所・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	保育所・認定こども園 地域型保育

事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6～19人）　・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

※なお「特定地域型保育事業」と「確認を受けない幼稚園」は当町ではなく、新規の設置予定もありません。

(1) 施設型事業

①幼稚園

町内では幼稚園はありません。しかし私立認定こども園が3か所（幼保連携型1施設、保育所型2施設）あり、幼稚園の機能が担保されています。

③ 認可保育所

町内では認可保育所はみなみ保育園1カ所でしたが、令和7年3月で閉園しました。

③認定こども園

町内では、幼稚園連携型が1か所、保育所型が2か所となっています。

図表5-1 教育施設の年度別見込量と提供量（人）

	現 状	推 計				
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
①推計利用者数		30	30	20	16	14
1号認定		30	30	20	16	14
②提供量		45	45	45	30	25
町内施設		45	45	45	30	25
町外施設		0	0	0	0	0
差異 (②-①)		15	15	25	14	11

図表 5-2 保育施設の年度別見込量と提供量（人）

		現 状	推 計				
			R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
①推計利用者数		112	99	98	88	76	77
2 号認定		55	55	55	49	41	42
3 号認定	2 歳児	25	17	17	15	15	15
	1 歳児	19	14	14	14	12	12
	0 歳児	13	13	12	10	8	8
②提供量		150	110	110	110	110	110
地区内施設	2 号認定	82	55	55	55	55	55
	3 号認定	2 歳児	24	22	22	22	22
		1 歳児	21	13	13	13	13
		0 歳児	13	12	12	12	12
地区外施設	2 号認定	5	4	4	4	4	4
	3 号認定	2 歳児	1	2	2	2	2
		1 歳児	2	1	1	1	1
		0 歳児	2	1	1	1	1
差異 ((②)-①)		38	11	12	22	34	33
2 号認定		32	4	4	10	18	17
3 号認定	2 歳児	0	7	7	9	9	9
	1 歳児	4	0	0	0	2	2
	0 歳児	2	0	1	3	5	5

確保方策

利用者のニーズに対応できるよう、時間外保育や休日・祝日保育の充実に努めます。

一体的かつ質の高い教育・保育を提供するため管内の教育・保育施設合同による職員研修の実施に向けて、関連機関との連携を図ります。

(2) 地域型保育事業

①小規模保育事業

市町村の認可を受けた定員が 6～19 人で、国が定める最低基準に適合した保育施設です。

②家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

③事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

④居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

確保方策

上記事業は当町では実施していませんが、将来的な子どもの減少や実施を希望する事業所有無等によって、実施や配置を含めて検討します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

当町では、こども家庭センターにおいて、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施しています。今後も妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的支援の実施、すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して、相談支援等を行っていきます。

図表 5-3 利用者支援事業の年度別見込量と提供量（か所）

	現 状	推 計					
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①実施か所		1	1	1	1	1	1
②提供量		1	1	1	1	1	1
差異 (②-①)		0	0	0	0	0	0

確保方策

利用者の状況をみながら、今後も引き続き支援体制を充実させていきます。

②時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園において保育を実施する事業です。舞戸子の星こども園（延長保育）、認定こども園つくしの森（延長保育、祝日保育）、の2か所で実施しています。

図表 5-4 時間外保育事業の年度別見込量と提供量（人）

	現 状	推 計					
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数		37	37	37	37	37	37
②提供量		37	37	37	37	37	37
差異 (②-①)		0	0	0	0	0	0

確保方策

利用者の状況をみながら、延長保育、休日祝日保育の充実に努めています。

③放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。西海小放課後ルーム・舞戸小放課後ルームの2か所で実施しています。

図表5-5 放課後児童クラブの年度別見込量と提供量（人）

	現 状	推 計				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数	88	76	68	57	56	43
1年生	29	20	24	18	20	11
2年生	26	21	14	17	13	14
3年生	16	18	14	9	11	8
4年生	10	9	9	7	5	6
5年生	4	5	4	4	4	2
6年生	3	3	3	2	3	2
②提供量	90	90	90	90	90	90
③施設数	2	2	2	2	2	2
差異（②-①）	2	14	22	33	34	47

確保方策

保護者の就労環境の変化に対応し、現状維持を基本としつつ、開設時間の延長について検討します。

また、特別な配慮を必要とする児童への対応について検討を進め、支援方法等に関する研修などの情報提供・共有を行います。

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

図表5-6 ショートステイ事業の年度別見込量と提供量（人日）

	現 状	推 計				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数	10	10	10	10	10	10
②提供量	10	10	10	10	10	10
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

確保方策

当町ではショートステイ事業について、令和5年度から児童養護施設等と事業委託契約を交わし実施しています。現状維持を基本として今後も関係機関と連携して子育て支援事業を継続します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。こども家庭センターにおいて助産師による訪問事業として完全実施しています。

図表5-7 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量(人)

	現状	推計					
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
①年間実利用数	13	18	18	16	16	14	
②提供量	13	18	18	16	16	14	
差異((②)-(①))	0	0	0	0	0	0	

確保方策

現状維持を基本として今後も助産師による訪問事業を継続します。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

当町では実施を検討中ですが、支援が必要な世帯には保健師、助産師が訪問をして助言指導を行っています。

図表5-8 養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量(人)

	現状	推計					
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
①年間実利用数	4	5	5	4	4	4	
②提供量	5	5	5	4	4	4	
差異((②)-(①))	1	0	0	0	0	0	

確保方策

現状維持を基本として今後も保健師、助産師による訪問事業を継続します。

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。当町の事業委託により、子育て支援センター「こうめちゃんルーム」（舞戸子の星こども園）1か所で実施しています。ほかにも独自事業として、「おいでよホ・イ・クの日」（たていし愛児園）、「ぽぽちゃんルーム」（認定こども園つくしの森）の2か所で地域子育て支援事業を実施しています。

図表5-9 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量（人回）

	現状	推計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①年間総利用数	260	240	213	200	180	174
②提供量	260	240	213	200	180	174
差異（②-①）	0	0	0	0	0	0

確保方策

現状維持を基本として今後も利用者のニーズに対応した事業を継続します。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。舞戸子の星こども園、たていし愛児園、認定こども園つくしの森、こども家庭センターの4か所で実施しています。

図表5-10 在園児を対象とした一時預かり事業の年度別見込量と提供量（人）

	現状	推計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①年間総利用数	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
②提供量	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
差異（②-①）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

図表5-11 在園時以外を対象とした一時預かり事業の年度別見込量と提供量（人）

	現状	推計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①年間総利用数	150	150	140	140	130	120
②提供量	720	720	720	720	720	720
差異（②-①）	570	570	570	570	570	570

確保方策

現状維持を基本として今後も事業を継続して実施します。

⑨病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。当町では病後児保育を町の事業委託により、「よつばルーム」(認定こども園つくしの森) 1か所で実施しています。そのほか、こども家庭センターの母子支援ヘルパーによる急性期を除いた病後児の一時預かりを実施しています。

図表 5-12 病児・病後児保育事業の年度別見込量と提供量（人日）

	現 状	推 計				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間総利用数	50	50	50	50	50	50
②提供量	50	50	50	50	50	50
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

確保方策

病後児保育については引き続き実施していきます。病児保育についてはスタッフの確保など、実施に向けて検討を行います。

⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

当町では現在実施していない事業ですが、今後はニーズに応じて対応を検討します。

⑪妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

図表 5-13 妊産婦健康診査の年度別見込量（人）

	現 状	推 計				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数	25	20	18	16	15	14

確保方策

引き続き、医療機関と適切に連携し、妊婦の支援を行い、心身ともに健やかな出産に臨めるように努めます。

⑫産後ケア事業

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、母子支援ヘルパー等の母子に係る地域の人的資源や、研修を受けた子育て経験者・シニア世代の者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う事業です。

当町では以前からアウトリーチ型で手厚い包括的支援を無償で実施しています。

図表5-14 産後ケア事業の年度別見込量と提供量（人）

	推 計				
	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数	60	60	60	60	60
②提供量	60	60	60	60	60
差異（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

当町では以前より保健師と助産師の連携による母子保健の充実等、手厚い包括的支援を実施しています。現状維持を基本として今後も事業を継続します。

⑬乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況に関わらず、満3歳未満の子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

図表5-15 乳児等通園支援事業の年度別見込量と提供量(人日)

	推計				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①推計利用者数	55	31	36	38	40
0歳児	14	11	12	12	12
1歳児	17	8	9	10	11
2歳児	24	12	15	16	17
②提供量	55	31	36	38	40
0歳児	14	11	12	12	12
1歳児	17	8	9	10	11
2歳児	24	12	15	16	17
差異 ((②)-①)	0	0	0	0	0

確保方策

事業が円滑に実施できるよう保育施設と連携を図り、0歳児から2歳児までの子育て世帯を対象とした支援を充実させていきます。

⑭妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近な支援者として、様々なニーズに即した必要なサポートにつなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

図表5-16 妊婦等包括相談支援事業の年度別見込量と提供量(人)

	推計				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①年間実利用数	45	45	45	45	45
②提供量	45	45	45	45	45
差異 ((②)-①)	0	0	0	0	0

確保方策

当町では以前より保健師と助産師の連携による母子保健の充実等、手厚い包括的支援を実施しています。現状維持を基本として今後も事業を継続します。

⑯子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

図表 5-17 子育て世帯訪問支援事業の年度別見込量と提供量（人）

	推 計				
	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数	5	5	5	5	5
②提供量	5	5	5	5	5
差異 (②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

当町では事業を実施できる体制を構築しています。現状維持を基本として今後も事業を継続します。

⑰児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

当町では国の動向を踏まえながら必要に応じて事業の実施を検討します。

⑱親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援（ペアレントプログラム）を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

図表 5-18 親子関係形成支援事業の年度別見込量と提供量（人）

	現 状	推 計				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用数	3	4	4	4	4	4
②提供量	3	4	4	4	4	4
差異 ((②)-①)	0	0	0	0	0	0

確保方策

当町では以前より事業を実施できる体制を構築しています。今後も引き続き支援体制を充実させていきます。

⑯実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他を助成する事業です。

当町では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

当町では、国の動向を踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

（1）認定こども園に関する基本的考え方

現在当町にある施設は幼保連携型認定こども園が舞戸子の星こども園、保育所型認定こども園がたていし愛児園、認定こども園つくしの森の2か所の合計3施設となっています。子どもの減少により、今後定員を適正に設定していきます。

（2）教育・保育の質の向上及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進

乳幼児期の特性や重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業の提供に努めます。また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。

（3）幼稚園教諭・保育士の資質の向上

教育・保育の質の向上を図るためにには、それに携わる職員に対しても高い能力が求められます。そのため研修等の実施や外部研修にも積極的な派遣ができるよう支援し、職員の資質向上に努めます。

(4) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

現在、障がいを持つ子どもも、また障がいと認められないが発達に課題を抱える子どもが増加傾向にあります。そのような中、一人ひとりの多様な教育・保育ニーズに応じるため、また特別な支援が必要な子どもやその保護者に寄り添える教育・保育が実施できるよう職員の配置や研修体制を整えます。

(5) 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性の大切さが言われます、就学前施設と小学校との教育の連続性の確保、円滑な移行を図るために、町内の就学前施設と小学校で構成する鰯ヶ沢町小学校・保育所・認定こども園連絡会議を中心に、就学前施設と小学校との連携を図り、引き続き、園児と小学校児童との交流活動、保育士等による小学校の授業参観、及び小学校教師による保育参観等を実施、架け橋期カリキュラムの作成について支援していきます。

また、小1の壁といわれる、子どもの就学時に直面する保護者の課題についても適切に対処していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

当町における子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、1号認定の預かり保育等の定期的な利用が想定される場合は、施設による代理請求の毎月払いとしています。また、一時預かり事業等の一時的な利用が想定される場合は、3か月以内に1回の頻度で利用者からの請求による償還払いとする予定です。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の実施が見込まれ、施設利用形態の多様化が想定されます。今後も必要に応じて、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案した給付方法の検討を行います。

子育てに困難を抱える家庭の増加等、社会情勢の変化が生じています。こうした状況にかんがみ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めています。

第6章
当町における子どもの貧困対策について

第6章 当町における子どもの貧困対策について

子ども・子育て支援事業を進めていくに際し、経済的な課題がますます重要になっています。厚生労働省調査によると、所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線（約127万円）に届かない人の割合を指す相対的貧困率は令和4年に15.4%となっています。なかでもひとり親家庭の相対的貧困率は40%以上といわれており、経済的事情で子育てに困難を抱えている状況が推察されます。

1 ニーズ調査結果から

本計画策定に際して行ったニーズ調査において、子育て支援に対する意見を聞いた質問に対する回答からは、以下のような経済的支援に関する意見がありました。

「高校までの医療費無料。給食費無料。鰯高生の授業料減免（を希望する）。」

「ルーム代無償化または補助してほしい。2人目、3人目出産後、保育料や予防接種代補助などしてほしい。」

「シングル手当や補助金等、シングルには手厚いが、その他の子どもがいる家庭もいろいろお金もかかるので、もっと町でもシングル以外の家庭にも支給してほしい。」

こうした意見のすべてが、貧困からくるものとは言えませんし、すべての保護者がこうした意見を持っているということではありませんが、子どもを産み育てるなかで、経済的事情（貧困）が大きな課題となっていることが推察されます。

2 国の貧困対策の動向

国としてもこうした貧困の課題に対してさまざまな対策を立て、実施しています。すべてを挙げることはできませんが、国が実施する貧困対策についてまとめます。

（1）SDGs¹の観点

国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）では、1番目の目標として「貧困をなくそう」と定められています。わが国もこの取り組みに官民挙げて参画しています。その中で、貧困対策についても具体的に行動目標が定められています。

（2）社会保障の観点

日本国憲法では第25条において

「第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努

¹平成27（2015）年に国連によって定められた目標。令和12（2030）年までに貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指す。

めなければならない。」

として生存権について規定されています。

この条文を元に、経済的困窮によって生存権を侵害されることのないよう、社会福祉、社会保障制度を構築し、具体的には生活保護や就労支援、住宅確保、公的医療、福祉を実践しています。

(3) 自立支援、就労支援の観点

平成27年から「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度は社会福祉制度の給付を受けるための条件として就労訓練を義務付け、就労による脱貧困を目指す仕組みです。

(4) 子ども、若者を対象とした貧困対策の観点

前述したように、ひとり親家庭の多くが経済的困窮の課題を抱えていることから、国は平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、特に子どもや若者の経済的困窮の課題に対して重点的に対策を立てるようになっています。

また、令和元年に「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され、教育支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援などが実施されるようになりました。

これらの子ども、若者を対象とした貧困対策は令和5年の「こども大綱」の策定に取り入れられました。

さらに、改正児童福祉法（令和4年）において設置が求められているこども家庭センターにおいては「ヤングケアラーへの支援」が謳われています。直接的に経済的困難を抱えているということではありませんが、子どもが下記のような状況に置かれている背景には、いわゆる貧困の問題があると考えられます。「子どもの貧困対策」について検討する場合、こうした視点も必要になってきます。

図表6-1 ヤングケアラーのイメージ



参考：令和6年3月15日 こども家庭庁全国こども政策主管課長会議「(資料15) こども家庭庁【支援局虐待防止対策課】」

3 当町における子どもの貧困対策

当町においても、貧困状態にある子どもや家庭、経済的に困窮している子育て家庭等に對して、さまざまな観点から対策を検討しています。

具体的には、国の制度である生活保護や就労支援に重点を置きながら、ひとり親家庭や貧困状態にある子どもの状況をきめ細かく把握することに努め、必要と考えられる措置を遅滞なく実施し、生活支援、経済的自立支援を行っていきます。

また、子育て家庭が貧困状態に陥らないために、育児と仕事を両立できるよう子育てに関するサービスの充実や、子どもの居場所づくり等の取り組みを行っていきます。

<具体的事業>

事業番号	事業名	事業内容	担当課
(1)	妊婦のための支援給付事業	妊娠届出時及び出生届出時に合計 10 万円を現金給付します。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(2)	ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	ハイリスク妊産婦の通院に係る交通費等の助成を行います。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(3)	子ども医療費助成事業	子どもの誕生から 18 歳（高校生年代）までの医療費を助成します。	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(4)	児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給します。	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(5)	教育・保育事業	より質の高い教育・保育を提供します。	ほけん福祉課 (保育所等)
(6)	祝日保育事業	祝日に保護者が仕事や病気などで保育ができなくなった時に保育を実施します。	ほけん福祉課 (保育所等)
(7)	延長保育事業	保護者の就労形態等の事情により、通常の保育時間を超えて保育を実施します。	ほけん福祉課 (保育所等)
(8)	一時保育事業	入所していない児童の一時的な預かり保育を実施します。	ほけん福祉課 (保育所等)
(9)	病後児保育事業	0 歳から小学校 6 年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かります。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(10)	一時預かり事業 (ママサポート事業)	子育て家庭の様々なニーズに合わせて、0 歳から小学校 6 年生までの一時的な預かり保育を実施します。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(11)	病後児保育事業 (ママサポート事業)	0 歳から小学校 6 年生までの病院受診済みで回復期にある子どもを一時的に預かります。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(12)	ベビー用品リユース事業	使用しなくなったベビー用品等の寄贈を受け、これから使用する家庭へ無料で貸し出します。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	事業内容	担当課
(13)	放課後児童クラブ（放課後ルーム）	日中保護者が家庭にいない小学生の放課後及び長期休業期間の保育を行います。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(14)	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる町内児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等の一部を助成します。	学校教育課 (学校教育班)
(15)	鰯ヶ沢町障がい児保育事業	保育所等に入所している障がい児の受け入れ態勢を整え、円滑にサービスを受けられるよう支援します。	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(16)	医療的ケア児保育事業	医療的ケアを必要とする児童が、他の児童と同様に地域で安心して暮らせるように、管内の教育・保育施設の受け入れ体制を整備します。	ほけん福祉課 (保育所等)
(17)	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の父または母及び児童（0～18歳）の医療費の負担を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(18)	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的とし、児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで支給される手当です。（町は申請等の窓口業務を担っています。）	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(19)	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する児童（20歳未満）について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ります。（町は申請等の窓口業務を担っています。）	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(20)	未熟児養育医療給付	入院を必要とする未熟児が指定医療機関に入院した場合、その治療に必要な医療費を支給します。	ほけん福祉課 (子ども家庭班)
(21)	要保護児童対策地域協議会	要保護児童及び特定妊婦への適切な支援のために児童相談所等関係機関と情報の共有化を図り、対象ケースの早期発見と発生時の迅速・的確な対応、体罰によらない子育ての推進などを行います。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(22)	障害児福祉手当	精神や身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする児童（20歳未満）に手当を支給することで、福祉の向上を図ります。（町は申請等の窓口業務を担っています。）	ほけん福祉課 (福祉班)
(23)	自立支援医療費（育成医療）	身体に障がいがあるか、将来、障がいを残すと認められる疾患のある18歳未満の児童を対象に、適切な治療に必要な医療費を給付します。	ほけん福祉課 (福祉班)
(24)	自立支援医療費（精神通院医療）	精神疾患があり通院による精神医療を継続的に要する症状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を給付します。	ほけん福祉課 (福祉班)
(25)	障害児相談支援・計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し、地域での生活を支援します。	ほけん福祉課 (福祉班)

事業番号	事業名	事業内容	担当課
(26)	補装具の支給	身体障がい者（児）に対し、日常生活において必要な移動や動作を行うために失われた身体機能を補ったり、代替えするための用具（車椅子、義足等）を支給します。	ほけん福祉課 (福祉班)
(27)	地域生活支援事業	障がいがある人（児）の生活を支援するために、日常生活用具の支給や日中一時支援事業等、地域の特性や状況に応じ柔軟な事業を実施します。	ほけん福祉課 (福祉班)
(28)	障害児通所支援	子どもの発達や自立を支援するために児童発達支援（未就学児）や放課後等デイサービス（就学児）へつなげます。	ほけん福祉課 (福祉班)
(29)	児童発達支援センター事業	障がいのある児童（未就学児）が、毎日、専門の支援を受けられる通所施設（ステップアップセンターもりた）を支援しています。西北五広域福祉事務組合（※）で運営しています。	ほけん福祉課 (福祉班)
(30)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保します。	ほけん福祉課 (福祉班)
(31)	医療的ケア児支援の協議の場	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を五所川原圏域（※※）で開催しています。	ほけん福祉課 (福祉班)
(32)	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(33)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。実施に向け検討をします。	ほけん福祉課 (こども家庭センター)
(34)	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する子どもたちの利用料は無償化されています。（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども、3歳から5歳までの就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても無償化されています。）今後、0歳から2歳までの保育料の無償化について、検討を進めます。副食費についても、保護者の負担軽減を図ります。 また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	ほけん福祉課 (子ども家庭班)

第7章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境づくりを、子育て家庭の責任にとどめることなく、地域社会全体で取組むために策定するものです。そこで、この計画に掲げた施策をより有効なものとするためには、子育て家庭や行政はもとより、学校・地域・事業者等がそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

また、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援施策の推進にあたっては、関係各課との相互の連携・調整のもとに総合的に施策を展開するとともに、地域における関係者・諸団体・事業者等と行政が協働しながら役割を分担し、効果的な推進に努めます。

2 家庭・地域・行政の役割

(1) 家庭の役割

子どもの教育を担う中心は家庭にあると考えます。子どもを育てる家庭においては以下の役割を果たすことが求められます。

- ①子どもの人権を尊重しながら、子どもが心身ともに健やかに成長するよう親子のふれあいに努めます。
- ②子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を育てるとともに基本的な生活習慣や社会的規範を日常生活のなかで身につけさせるようにします。
- ③地域の活動や行事に積極的に参加するよう努めるとともに、あいさつなど地域の人とのふれあいに努めます。
- ④父親が積極的に子育てに関わるなど、お互いが協力して家庭を築くよう努めます。

(2) 地域の役割

核家族の増加、離婚率の上昇などにより、子どもを育てる家庭は多様化し、子育ての困難を抱える家庭もあります。また、子どもは社会の宝という意識のもと、地域社会全体で子どもを見守り、子育てを支援していく以下のような役割が求められます。

- ①地域の子どもは地域で育てるという意識を持ち、環境の整備や子どもの見守りなど地域ぐるみの子育て支援を行います。
- ②地域の関係団体等が相互に連携し、自然や伝統文化など地域の特色を活かして子どもたちに多様な体験活動の機会やふれあいの場を提供します。
- ③事業所では、育児休業など各種制度の充実や制度が利用しやすい、職場の雰囲気づくりに努めます。

(3) 行政の役割

行政は家庭、地域の両方にまたがって、すべての関係者を束ね、一体的に子育てを支援することで、子どもが健全に育つ地域、子育てしやすい地域、子育て家庭を全員で支える地域を実現するために、以下のような役割が求められます。

- ①町は、本計画に基づき、地域の実情やニーズに即して子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進します。
- ②町は、子育て支援に関する活動を行う団体等と協働しながら施策を推進します。
- ③学校では、個に応じた指導を充実させるとともに心豊かで生きる力を持った子どもの育成に努めます。

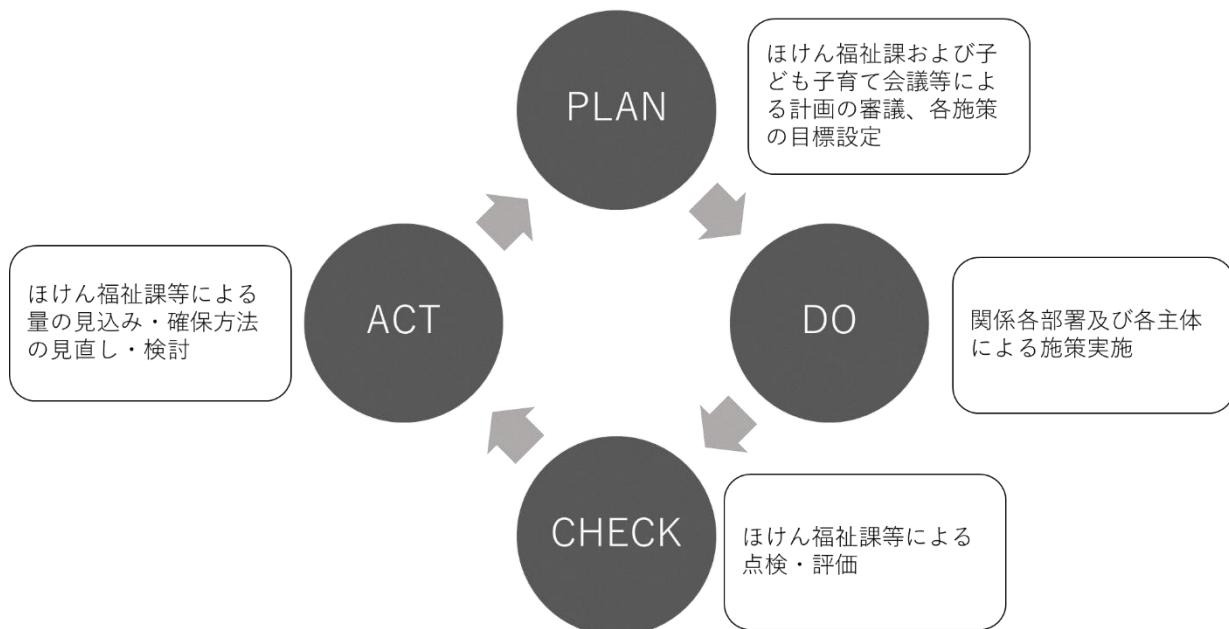
3 計画の進捗・評価

本計画をより具体的なものとし、また計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠です。

計画の進行管理は、ほけん福祉課が中心となり、関係各部署、さらに子ども子育て会議や庁外の関係機関等と連携・協力して計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取組の改善につなげていきます。計画に基づく子育て施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。

図表 7-1 本計画における P D C A サイクル



資料編

資料編

1 計画策定の経緯

年月日	会議名	内 容
令和5年 11月6日	令和5年度 鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第3期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画策定の流れについて ○第3期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画に係る基礎調査について
令和6年 12月16日	令和6年度 第1回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第3期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ○第3期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画策定までの流れについて
令和7年 2月13日	令和6年度 第2回鰺ヶ沢町子ども・子育て会議	○第3期鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

2 鯵ヶ沢町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、鰐ヶ沢町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し従事又は学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長又は副委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求める。

てその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鰺ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正)

3 鰺ヶ沢町報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則（令和5年条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 国等の子育て支援施策の流れ

これまでの国等の子育て支援施策について主な流れをまとめました。

年	【国】	【県】	【町】
1990 年 (平成 2 年)	1989 年の合計特殊出生率 1.57 に（いわゆる 1.57 ショック） →少子化対策を本格検討開始		
1994 年 (平成 6 年)	・エンゼルプラン ・緊急保育対策等 5 か年事業		
1997 年 (平成 9 年)			・鰺ヶ沢町母子保健計画
1998 年 (平成 10 年)			
1999 年 (平成 11 年)	・新エンゼルプラン ・少子化対策推進基本方針		
2000 年 (平成 12 年)			・放課後ルーム開設 ・子育て支援センター設置
2001 年 (平成 13 年)	・仕事と子育ての両立支援等 の方針（待機児童 0 作戦等）		
2003 年 (平成 15 年)	・少子化社会対策基本法 ・次世代育成対策推進法		・鰺ヶ沢病院産科廃止
2004 年 (平成 16 年)	・少子化社会対策大綱 ・子ども・子育て応援プラン		・鰺ヶ沢町次世代育成支援対 策行動計画（前期計画） ・少子対策班設置
2005 年 (平成 17 年)		・青森県次世代育成支援行動 計画「わくわくあおもり子育 てプラン」（前期計画）	
2006 年 (平成 18 年)	・新しい少子化対策について		・鰺ヶ沢幼稚園廃止
2007 年 (平成 19 年)	・「子どもと家族を応援する 日本」重点戦略 ・ワークライフバランス憲章		
2008 年 (平成 20 年)	・「新待機児童 0 作戦」につ いて		
2009 年 (平成 21 年)			・鰺ヶ沢町次世代育成支援対 策行動計画（後期計画） ・母子支援センター開設
2010 年 (平成 22 年)	・子ども・子育てビジョン ・待機児童解消「先取り」プ ロジェクト	・青森県次世代育成支援行動 計画「わくわくあおもり子育 てプラン」（後期計画）	
2012 年 (平成 24 年)	・子ども・子育て支援法等の 子育て関連 3 法		・病後児保育事業開始
2013 年 (平成 25 年)	・待機児童解消加速化プラン ・少子化危機突破のための緊 急対策 ・子ども・子育て会議発足・ 第 1 回会議		・少子対策班は子ども家庭班 に名称変更
2015 年 (平成 27 年)	・少子化社会対策大綱 ・子ども・子育て支援新制度 本格施行	・青森県次世代育成支援行動 計画「のびのびあおもり子育 てプラン」（前期計画）	・鰺ヶ沢町子ども・子育て支 援事業計画策定（第 1 期） ・鰺ヶ沢保育所は幼保連携型 認定こども園鰺ヶ沢こども園 となる

			(・中村保育所は保育所型認定こども園中村保育所となる ・たていし愛児園は保育所型認定こども園たていし愛児園となる ・舞戸保育所は幼保連携型認定こども園舞戸保育所となる)
2016年 (平成 28年)	・子ども・子育て支援法改正 ・ニッポン一億総活躍プラン	・青森県子どもの貧困対策推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）	
2017年 (平成 29年)	・子育て安心プラン		
2018年 (平成 30年)	・子ども・子育て支援法改正		
2019年 (令和元年)	・子ども・子育て支援法改正		
2020年 (令和 2年)	・少子化社会対策大綱 ・新子育て安心プラン	・青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」（後期計画）	・鰺ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画策定（第 2 期） (・中村保育所は認定こども園つくしの森となり新築移転)
2021年 (令和 3年)	・子ども・子育て支援法及び児童手当法改正 ・こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	・青森県子どもの貧困対策推進計画（令和 3 年度～令和 6 年度）	(・たていし愛児園新築)
2022年 (令和 4年)	・こども基本法成立		・鰺ヶ沢こども園閉園 ・子ども家庭総合支援拠点設置
2023年 (令和 5年)	・こども家庭庁発足 ・こども大綱 ・こども未来戦略		(・舞戸保育所は舞戸子の星こども園となり新築移転)
2024年 (令和 6年)		・こども・子育て「青森モデル」（令和 6 年度～令和 11 年度）	
2025年 (令和 7年)			・こども家庭センター設置 (子ども家庭総合支援拠点と母子支援センターを吸収) (・みなみ保育園閉園) ・子ども・子育て支援事業計画策定（第 3 期）

4 鯵ヶ沢町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	所 属 機 関 等
川浪 久和	鰐ヶ沢町立 西海小学校長
千葉 義幸	鰐ヶ沢町立 舞戸小学校長
藤田 昭彦	鰐ヶ沢町社会教育推進ディレクター
成田 守男	社会福祉法人つくし会 理事長
渡邊 ルミ子	社会福祉法人あおもり愛育会 保育所型認定こども園 たていし愛児園長
吉田 諭大	社会福祉法人みちのく会 幼保連携型認定こども園 舞戸子の星こども園長
鎌田 守	鰐ヶ沢町社会教育委員長
今 千恵	鰐ヶ沢町妊産婦ケアサポーター（助産師）
渋谷 貴子	主任児童委員
岩谷 道代	子育て当事者

(任期：令和5年10月18日～令和7年10月17日)

(敬称略・順不同)

事務局

氏 名	
一戸 浩尚	ほけん福祉課長
岩谷 夕子	ほけん福祉課 子ども家庭班長
工藤 彩	ほけん福祉課 子ども家庭班（こども家庭センター）総括主幹
碇谷 秀雄	学校教育課 学校教育班長
小沼 韶志	社会教育課 社会教育班長
井上 信子	ほけん福祉課 健康推進班長

**第3期 鯵ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)**

発 行 令和7年3月

企画・編集 鯵ヶ沢町 ほけん福祉課

〒038-2792

青森県西津軽郡鰐ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321

TEL 0173-72-2111

<http://www.town.ajigasawa.lg.jp/>
